

月刊

日本行政

no.617
2024
april

4

Top
Message

令和5年度事業を振り返って



松ヶ峯（新潟県）

◆ Leadership

- ・行政書士の活躍の場の拡大に向けて

◆ Special Report

- ・民事信託と任意後見（前編）

◆ Topics

- ・令和5年度「行政書士制度広報月間」実施報告
- ・令和5年度「行政書士制度広報月間」監察活動報告

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

常住豊

日本行政書士会連合会会長



令和5年度事業を振り返って

思わぬ震災と航空機事故により困難な始まりとなった令和6年ではありますが、早くも2か月が経過し、桜の咲く季節が到来しました。日行連事業の区切りとなります令和6年度を迎えるに当たり、「“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう！」という活動理念の下に取り組んだ令和5年度の主な事業の結果と現状について、以下のとおり御報告いたします。

全国担当者会議の実施

令和5年度はオンライン会議システムを利用して、「中央研修所全国担当者会議」、「職務上請求書関係事務取扱責任者会議」、「特定行政書士制度推進担当者会議」及び「全国監察担当者会議（関東地協、中国・四国地協）」を実施いたしました。それぞれの会議において、本会からの最新情報の提供や各事業及び取組への協力依頼、単位会間での意見交換や事

例発表などが行われ、各分野の業務や事業について本会と単位会、また、単位会間の情報の共有が図られました。参加者からは、非常に参考になったとの感想をいただくなど、各単位会担当者の皆様の御協力により、いずれも大変有意義な事業とすることができました。改めて感謝申し上げます。令和6年度も可能な限り同様の事業を実施したいと考えますので、その際には御協力を賜りますようお願い申し上げます。

デジタル庁との連携協定の締結

令和5年9月1日、デジタル庁と日行連は、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向け必要な事業の企画及び実施に関して相互に協力して推進するため、連携協定を締結しました。従前から、デジタル庁とは、関係各位の御協力を得ながら緊密な連携を取らせていただいております。本協定書の締結

は、その成果の一つといえます。

行政手続のデジタル化は、国民、事業者、行政の全ての利便を高めるものでなければならず、その実現のためには、添付書類の簡素化、省略化、代替化及びそれらを踏まえた行政側での審査の負担軽減等が欠かせません。また、オンライン上での本人確認や提出書類の真正性担保のためのマイナンバーカードの更なる普及もデジタル社会の基盤構築のための重要なテーマです。デジタル庁には、これらの施策の実現において、全国約5万2千名が地域に根ざし、法律の専門家として適正な行政手続の実施により国民の権利利益の実現を担う行政書士の活用が有用であるとして、深く御認識いただいています。我が国の行政手続及び社会のデジタル化に向けて、引き続きデジタル庁と協力して全力で推進してまいります。

デジタル社会への対応

令和4年度に引き続き、デジタル社会における行政書士業務の確立と本会内部のデジタル化の推進のため、単位会も利用可能な新会員管理システムの構築を進めてきました。作業は現在も進行しており、日行連内での動作確認を経て令和6年3月から旧システムとの並行運用を開始し、4月からは単位会も運用を開始、令和6年度中に入会予定者及び会員からのオンライン申請も開始する予定です。以前も御説明したとおり、当該取組には、日行連のみならず全ての単位会の登録関係事務を中心とした業務の大幅な効率化に寄与する意味もあります。将来的には行政手続のオンライン申請時にシステム上で行政書士資格の証明が行えるよう、令和6年度に国が運用開始予定の国家資格等情報連携・活用システムとの連携も見据えています。引き続き、完成版のリリースに向けて取組を進めてまいります。

マイナンバーカードの申請サポート事業

令和4年度からデジタル分野に不慣れな方々への支援の一環として取り組み、単位会及び会員の皆様の御協力により大きな成果を上げたマイナンバーカード代理申請手続事業について、令和5年度も総務省からの協力要請を受けて実施いたしました。令和5年度においては、これまでとはサポートの対象が変わり、マイナンバーカードの取得に支援が必要

な方（施設入居者等）の申請サポートを、市区町村と単位会との契約に基づき実施しています。引き続き、行政書士が長年にわたり行政手続に携わってきた知見をいかし、行政手続のデジタル化に係る政府への提言や行政書士の活用に係る要望等を行うとともに、デジタル分野に不慣れな方々への支援策の充実を図り、地域に根ざした最も身近な国家資格者としての存在感をより一層高めてまいります。

法改正への取組

令和5年度は、学識者を構成員とする行政書士制度に関する研究会の意見なども参考にしながら、行政書士法の改正について、法改正推進本部において検討を進めました。検討の結果は総務省との共有を図るとともに、各党議員連盟・懇話会にも御報告・御相談を行ってまいりました。法改正によりデジタル社会に機能する行政書士制度を確立することは、行政手続の迅速化、円滑化をもたらし、国民、行政双方にとってメリットになるものと考えます。今後も社会全体の利益を第一に考え、法改正の実現に取り組んでまいります。

令和6年能登半島地震への対応

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震への対応として、本会ホームページにおいて、会長声明、被災単位会における被災者支援に係る取組情報等を公開いたしました。また、1月18日の理事会での確認の下、2月からは支援金及び義援金の募集を開始しました（本誌前号（2024年3月号）3ページ参照）。お寄せいただいた支援金及び義援金は、今後適切な時期において、政府の非常災害対策本部が発表する各地の被害状況や被災単位会の規模、単位会からの支援活動報告等を踏まえ大規模災害対策本部で配分を決定し、支援金は各単位会に、義援金は各単位会を經由して被災会員に分配いたします。その際には、改めて金額や分配先等の御報告をいたします。なお、募集期間は4月30日（火）までとなっていますので、引き続き、皆様の温かい御支援をお寄せいただければ幸いです。

来る令和6年度においても、日行連は行政書士制度の更なる発展に向けた事業を計画し、実行してまいります。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

4

日本行政

MONTHLY No.617 APRIL, 2024

C o n t e n t s

Top Message

令和5年度事業を振り返って 1

Leadership

行政書士の活躍の場の拡大に向けて 4

Special Report

民事信託と任意後見(前編) 5

Topics

令和5年度「行政書士制度広報月間」実施報告 13

令和5年度「行政書士制度広報月間」監察活動報告 29

Information

一般倫理研修受講のお願い(一般倫理研修未受講の方へ) 33

令和6年度特定行政書士法定研修 募集要項 35

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内 39

東京レインボープライド2024 プライドパレードに参加しませんか? 40

令和5年度行政書士試験結果について 41

■ Pick UP!単位会 42

■ 中央研修所通信4月号 44

■ 秋桜日記 ~特定行政書士への誘い~ 45

■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん 47

■ 日行連の主な動き(2月) 49

■ コスモスInformation 55

■ 全行団ニュース 58

■ 会員の動き/広報部員のひとり言/ 61

御協力をお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

東日本大震災の被災に係る各種行政手続、今後の暮らしや事業の悩みなど、電話による無料相談を実施しています。

日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所

<対面相談・電話相談(予約制)>

電話番号:024-973-7163(予約専用)

通話料はお客様負担となります。

相談時間:13:00~16:00 毎週水曜日

(祝祭日・年末年始休業)

所在地:福島県郡山市堂前町10番10号

新型コロナウイルス感染症に関する
無料電話相談窓口を各都道府県行政
書士会に設置しています。



行政書士制度の
発展のために

行政書士の活躍の場の拡大に向けて

副会長 田村 公隆



今期、副会長を拝命いたしました、福岡会の田村公隆です。前期は申請取次行政書士管理委員会委員長として申請取次制度の維持発展に努めていましたが、今期は副会長として、他の副会長や常任理事の皆様と共に、常任会長を支えていきたいと考えています。今期、常任会長は行政書士法の改正を目標とされています。副会長として、微力ではありますが、この目標の達成に貢献できたらと考えています。

さて、今期、私は国際・企業経營業務部、申請取次行政書士管理委員会、ADR 推進本部を担当させていただきます。

国際・企業経營業務部ですが、国際部門では、出入国管理及び難民認定法の在留特別許可等を含む令和5年入管法改正の施行に対応しています。また、令和6年度は、同法の令和6年度改正及び技能実習法の改正も予定されており、行政書士の活躍の場がますます大きくなっていくものと思われます。入管庁としっかりと協議し、入管行政に寄与するとともに、行政書士の業務拡大に努めてまいります。

知的財産部門では、知的財産業務に関わる行政書士をいかに増やしていけるかが、今後行政書士の活躍の場を拡大できるかのポイントだと思っています。まずは著作権教育伝道師の制度の認知度アップと利用促進を進めていきたいと考えています。

企業支援部門では、中小企業庁との連携を目指していきます。行政書士は常日頃より許認可申請等を中心に、中小企業の伴走支援をしています。伴走支援は、中小企業庁が考える中小企業支援の基本であり、行政書士が実施する中小企業支援の中心的部分であると考えています。中小企業庁に行政書士の業務とこれまでの実績をしっかりと伝え、行政書士がいかに国民のために働けるかを理解してもらうことで、中小企業庁が関わる中小企業支援業務で行政書士がますます活躍できると考えています。

申請取次行政書士管理委員会では、諸先輩方が作り上げ守ってきた申請取次制度を、維持発展させることが使命だと考えています。まずは今期から特別倫理研修となった事務研修と実務研修について、新型コロナウイルス感染症の対応のために緊急的な提供方法を採用していた部分を整理し、現代に合った提供方法として確立します。また、届出済証明書を取得する会員が急激に増加していることで、申請取次制度を安定して維持するために問題となる点等を洗い出し、改善を図っていきます。申請取次行政書士による申請取次制度の安定した運営が、入管行政の円滑な運営につながると考えています。

ADR 推進本部では、デジタル時代に合わせた ODR (Online Dispute Resolution、オンライン紛争解決) が主流となることを見越し、各単位会で設置されている ADR センターで ODR を実施できるよう、スキルアップのための研修を実施します。また、ADR 法改正に伴う各センターの制度の見直しや各種規則等の整備をサポートし、より多くの国民が、行政書士が実施する ADR を利用できるように努めます。

このような方向性の下、水野国際・企業経營業務部部長、櫻田申請取次行政書士管理委員会委員長、杉山 ADR 推進本部長と力を合わせて事業を進めてまいります。会員の皆様には、御支援御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

民事信託と任意後見（前編）

丸の内公証役場公証人 原 啓一郎

目次

- 第1 はじめに
- 第2 民事信託と任意後見の比較
- 第3 民事信託と任意後見の併用の意義
- 第4 併用の場合の留意点
- 第5 おわりに

※第4・第5は本誌次号掲載予定。

第1 はじめに

我が国社会の高齢化に伴い、加齢や認知症などに伴う判断能力の低下に対応するため、任意後見契約と並んで民事信託が普及しつつあり、行政書士を始めとする士業者の皆様にも、民事信託に取り組む方が増えています。民事信託は任意後見を始めとする他の制度に比べて全ての面で優れていると喧伝する向きもありますが、家族信託ともいわれる家族間の民事信託は、事案によっては、任意後見や遺言では実現できない成果を生み出すことができる大きな利点がある一方で、デメリットもあって、一長一短であることを正しく認識すべきだと思います。また、そのデメリットを補い、あるいは双方相まってより

望ましい効果を実現していくために、民事信託と任意後見との併用（ハイブリッド）の在り方や、その場合の留意点なども議論されるようになってきました。本稿では、この民事信託と任意後見との併用の問題について、できる限りの解説を試みたいと思います。

第2 民事信託と任意後見の比較

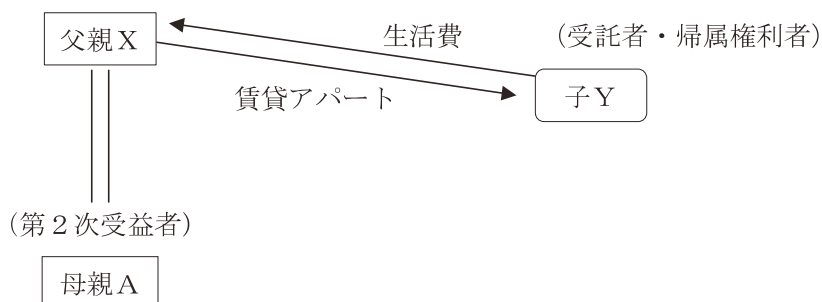
1 民事信託

はじめに、民事信託と任意後見の双方の制度を比較してみたいと思います。民事信託の典型的なスキームを下図に示していますので御覧ください。

父親Xが、その所有する賃貸アパートをいくらかの金銭とともに子供Yに信託譲渡し、Yはその賃料収入からXに生活費を受益権として毎月送金する、Xが死亡したら母親Aが次の受益者となって引き続き賃料から生活費を受け取る、Aも死亡したら信託は終了して、Yが帰属権利者（信託法182条1項2号）としてアパートを固有財産として承継する、といったパターンの信託がよく見られます。このように、民事信託を含む典型的な信託契約は、特定の財産を委託者から受託者に移転して、受益者のためにその財産についての管理、処分を委ねるというものです。信託財産の所有権は受託者に移転してしまう

【民事信託の典型的なスキーム】

(委託者・第1次受益者)



ので、その財産に関するものであれば、信託法を始めとする関係法令と信託契約の趣旨に反しない限り、賃貸や売却等の法律行為のほか、信託財産である土地の庭木を剪定したり、家屋の修復を自分で施工する等の事実行為を含め、全ての行為をすることができます。

信託における重要な機能として、信託法23条、25条1項に規定する倒産隔離機能があります。すなわち、信託財産は、委託者の債務はもとより、受託者の固有の債務に基づいても強制執行を受けることはありません。そして、これを保障するものとして、受託者の分別管理義務があります。すなわち、受託者は、信託法34条により、信託財産について、固有財産との混同を避けるため、両者を区別して管理しなければなりません。この分別管理義務は、倒産隔離機能を担保するものとして、あるいは受託者の忠実義務違反を抑止するものとして、重要な意味を持っています。

2 任意後見

これに対し、任意後見は、契約締結後に本人の事理弁識能力が不十分な常況になった場合に、一定の者からの請求により、家庭裁判所から任意後見監督人が選任されてスタートし、財産は本人に帰属したままで、任意後見人が所定の法律行為につき代理人として契約の締結等を行うことができますようになりますが、財産管理のほか、身上監護、すなわち医療・介護等の代理権も与えることができます。ただし、法務局の見解によれば、医療といっても、医療行為の同意権は任意後見人・成年後見人の権限外とされ、家族の支援が必要とされていることに注意してください。また、法律行為の代理権を与えるのであって、本人に対する食事の世話や理髪等の事実行為の権限を与えるものではなく、これらの事実行為は、任意後見の規定外の事柄です。

なお、任意後見契約は、財産管理又は身上監護の代理権の任意の一部、たとえば本人の有する特定の会社の株式についての株主権の行使に限定して締結する、といったことも可能です。筆者は、ある会社の経営者が、自分の老後に備えて、信頼する若手弁護士に、自分の保有する自社株式（非公開株式）について、議決権を含む株主権の行使のみの代理権を与

える任意後見契約の公正証書を作成したことがあります。ただし、このような種類の任意後見の場合、その他の事項について何もしないでいると、法定後見が開始する可能性があります。その場合には、任意後見に関する法律10条3項によりこの限定的な任意後見も終了してしまうので、その他の一般的な財産管理や身上監護の点についても任意後見契約を締結しておくことが望ましいといえます。

3 双方の長短

民事信託は、信託財産を受託者に譲渡してしまうので、委託者の判断能力が低下しても、委託者がその財産につき詐欺等で財産を奪われる危険は生じないという利点があります。先に述べたように、信託の重要な機能として倒産隔離機能がありますが、高齢化対策としては、倒産隔離機能ではなく、信託譲渡及びその対抗要件の具備や引渡しという、信託契約で必須の行為そのものがその機能を発揮するといえます。これに対し、任意後見は、任意後見人に代理権を与えることによって、「できない」ことを「できる」ようにする制度であり、「できる」ことを「できない」ようにするものではありません。そして、財産が本人に帰属している以上、判断能力が低下した後も、キャッシュカード等を悪用されて、事実上財産を奪われる危険は常に存在することになります。

また、任意後見は、任意後見監督人の監督を常に受けるのに対し、信託は、信託法58条4項の受託者の解任、150条の信託変更命令、165条の信託終了命令などを除けば、原則として裁判所の監督には服さないの点、信託法や信託契約の条項に違反しない限りは、信託財産についてローンを組むことはもとより、積極的な投資を行うこともできますし、信託財産たる土地の上に、当該土地を担保にして融資を受け、建物を建築してほかへ賃貸し、その賃料から生活費を受益者に渡す、といったことも、信託契約で定めてあれば可能です。この点、任意後見でも理論上は財産の管理・運用・処分ができるため、その代理権を与えれば任意後見人がローン契約を締結することは法的に可能な状態にはなるのですが、任意後見の場合は任意後見監督人の監督（及びこれを通じた家庭裁判所による間接的な監督）を受けるため、法定後見ほどではないにせよ、任意後見人の裁量の幅

がかなり狭く、たとえば本人の不動産のためにローンを組むことも、最近の実務もやや変わってきているとは聞くものの、任意後見監督人の了承がなかなか得られず、ましてや委任者の財産を用いてのリスクのある積極的な投資というのは、まず容認されないといえます。

もう一つ、任意後見は、あくまで本人のための制度ですので、高齢者本人のための身上監護及び財産管理に加えて、本人以外の家族又は第三者の利益を図ることはできないし、本人が死亡すれば終わってしまうわけで、死亡後の財産承継は法定相続又は遺言に委ねることになります。これに対し、信託では、信託終了後の帰属権利者や信託財産受益者を定めることにより、遺言による承継と同じかそれ以上の結果を得ることができます。

さらに、任意後見の限界としては、効力発生について本人に抵抗感がある場合、適切な時期に任意後見監督人の選任請求がなかなかできず、必要があるのに、實際上、効力をなかなか発生させられないことがあります。その間は、効力発生後にも増して詐欺などの被害に遭う危険性が高いといえます。また、よく指摘されることですが、効力発生後に任意後見人によらずに本人が行った処分行為であっても、任意後見人には契約などの取消権がないので、被害の回復が困難な場合があります。

金融機関との関係を見てみると、少なくとも一部の金融機関では、高額の融資の場合に、任意後見人による代理では融資審査を拒絶する例があるとのこと、たとえば賃貸アパートの建て替えを含む管理をしていく場合には、信託を活用した方が金融機関との関係でも好ましい、というケースがあるようです。ただし、信託であっても、信託内借入れの場合、通常の融資よりも金融機関の審査が厳しいと聞いていますので注意してください。また、そもそも信託内借入れに対応していない金融機関もあります。いずれにせよ、信託を組成する場合には、事前に銀行、場合によっては証券会社とよく相談して、事を進めるべきだといえます。

それでは、信託が任意後見に比べて全ての面で優れたオールマイティの制度かという点と必ずしもそうではなく、やはりデメリットや限界はあります。信託は信託財産の管理処分と信託終了後の財産承継の

定めはできるものの、先ほども述べたとおり、身上監護等、信託財産と関係のない法律行為の根拠にはならないので、たとえば、受託者が信託契約に基づいて委託者の老人ホームへの入居契約や医療契約を締結することはできません。この点については、老人ホームの中には、実際の運用として、本人に事理弁識能力がなくなって契約が締結できない状態になっていても、家族と契約する形でホームに入居できるし、医療行為についても、家族の同意があれば受けられるようです。それでは、任意後見は身上監護については不要なのか？ という点ではなく、このような運用は、やはり入居契約や医療契約本来の姿とはいえませんし、身寄りがない、あるいは親族間の対立が激しいといった事情によって家族の支援が得られないときには困ってしまいます。また、最近はいわゆるお一人様が増えてきていますので、資産が十分あって専門職への報酬も十分支払えるのに支援してくれる家族がいない、といったケースも増えていくと予想され、そのようなケースでは、任意後見契約をしておかないと、身上監護については結局法定後見に頼らざるを得なくなります。

また、信託の場合、裁判所の監督がほとんどなく、借入れや積極的投資ができる等の柔軟な運用ができるということは、裏を返せば、受託者による不正行為の危険性が高いということでもあります。

4 法定後見との比較

法定後見とも簡単に比較しておきましょう。法定後見は、いうまでもなく、契約によって生じるものではなく、本人の事理弁識能力が無くなった場合に、民法に定められた一定の者からの請求に基づいて家庭裁判所が開始の審判をし、その後、後見人は家庭裁判所の直接的な監督に服します。法定後見の役割にも、任意後見と同じく財産管理と身上監護がありますが、その範囲を任意に決めることはできず、財産管理に関しては、本人の一身専属的なものを除き、本人の持つ法的な権利を全て代理することができ、権限の範囲としてはほぼ全てにわたることになります。法定後見が開始した場合、不正防止の観点から、裁判所の関与・監督は任意後見にも増して強く、単なる管理を超えた投資などの財産の積極的な運用、処分に関する権限を行使することはまず認められま

【法定後見・任意後見・民事信託の比較表】

| | 法定後見 | 任意後見 | 民事信託 |
|---------|--------------------|---------------------|--------------|
| 目的 | 身上監護 財産管理 | 身上監護 財産管理 | 財産管理 財産承継 |
| 本人の能力 | 不要（事理弁識能力の欠落により開始） | 契約締結能力必要 | 契約締結能力必要 |
| 受任者・受託者 | 家裁が選任 | 契約で定める 任意後見監督人必須 | 契約で定める |
| 対象財産 | 全ての財産 | 任意に選択可 | 任意に選択可 |
| 財産活用 | 限定的 | 限定的 | 柔軟 |
| 本人死亡 | 終了 | 終了 | 継続し得る |
| 裁判所 | 関与強い | 関与一定程度あり | 関与ほぼなし |

せんし、後見人の裁量の幅は任意後見人に比べてかなり狭くなります。また、任意後見であれば任意後見人を誰にするかというのは契約次第なのですが、法定後見だと、後見人を選任するのは家庭裁判所なので、親族が後見人になるとは限らず、ケースによっては親族外の第三者（専門職）が後見人になることもあります。もう一つ、任意後見だと、信託のみならず、見守り契約だとか死後事務委任契約といった契約と組み合わせて、いわゆる終活のために全体のスキームを構築することができるのですが、法定後見だとそれがかなり難しくなります。現在、任意後見と信託との併用事例はまだ少ないのが実情ですが、それはともかく、信託のみの契約だと、後に委託者や受益者の事理弁識能力がなくなった場合には、法定後見で対応するしかないわけで、実態を調査したわけではないものの、民事信託の委託者にその後事理弁識能力が無くなって、法定後見になっているものもずいぶんあると思われます。

以上に説明した、民事信託と法定後見・任意後見との比較を簡単にまとめると、上表のようになります。

5 遺言との比較

遺言との比較についても触れておきたいと思います。遺言は、いうまでもなく死後の財産の承継について定めるもので、当然のことながら、本人が生存中は、財産は本人に帰属したままであり、たとえば詐欺により奪われてしまうといったことを防ぐことはできませんし、生前における財産の管理や処分も、遺言の関与するところではなく、本人の事理弁識能

力が無くなった場合の本人の財産についての法律行為については、任意後見か法定後見に委ねるしかないことになります。

また、信託であれば受託者を連続させることも可能である上、信託法 91 条の後継ぎ遺贈型受益者連続信託を使えば、30 年プラスアルファという期間制限はあるものの、信託財産から得られる価値を受益権という形で世代を超えて次々と連続させていくことが可能となり、長期的な財産管理・財産承継のビジョンを実現することができます。これに対し、遺言では、単に死亡後の財産承継について定めるのみで、承継した財産を活用しての利益供与は、負担付き遺贈（民法 1002 条）である程度決めることは不可能ではないものの、後継ぎ遺贈型受益者連続信託と同じような効果を実現することはできません。

ただし、これは意外にうっかりしがちなことですが、遺言であればその存在及び内容を秘匿することができるものの、信託の場合には、遺言代用信託であっても、登記や信託目録を公示するため、信託の存在や内容が第三者にかなり公開されてしまうということについては、留意が必要です。

6 信託・任意後見の使い分けのポイント

以上のようなことから、ごく典型的な一般論でいえば、賃貸アパート等の収益資産があって活用の幅が大きいとか、ローンを組んで不動産を購入することを含め、積極的に投資をしたいといったニーズがある場合、あるいは、単なる委託者の高齢化対策のみならず、家庭内に高齢の親のほか障がいのある兄弟がいて、受益者を連続させて長期的に目的を達成

していきたいような場合には、信託、とりわけ信託法91条の後継ぎ遺贈型受益者連続信託を活用していくことで、任意後見や遺言にはない効果を実現させていくことが可能といえます。

これに対し、身上監護はしっかりさせたいが、収益不動産もなく、投資もせずに将来は老人ホームで余生を送りたい、財産の承継も単純に遺言あるいは法定相続で対応することで十分といった場合には、任意後見が適しているといえるでしょう。

このほか、財産管理と財産承継のいずれに関心があるかでみれば、財産管理のみに関心があるのであれば信託又は任意後見が適しているといえましょうし、財産承継のみに関心があるのなら、遺言で対応すれば足りる、ただし、同じ財産承継でも単純な1回限りの承継ではなく、最終的な承継の前に受益者を連続させてゆきたいのであれば、民事信託を選択する、ということになります。

また、対象となる財産に着目すると、もしも農地や年金受給権、あるいは有価証券で証券会社が信託の取扱いをしていない場合など、単純に信託譲渡できない財産が含まれている場合には、民事信託は断念して、任意後見で対応した方がよいケースが多いといえます。ただし、後でも触れますが、農地については、所有権移転につき農地法上の許可があることを停止条件とする信託をすることは可能です。

また、任意後見は、一旦開始すると原則として本人が死亡するまで続きますので、一時的、単発的な財産管理等には向いていません。ただし、本件のテーマからは外れるので詳しくは書きませんが、公証人会は、国民のニーズに照らして、目的達成型の任意後見、つまり特定の1回限りの行為のみの代理権を授与して、その行為が終わって目的が達成されれば裁判所に解除を許可してもらうというタイプの任意後見を、現行法の下でも設定することを提唱しています。しかし、何分解除を許可するかどうかは裁判所の判断ですので、将来実務に定着してくれるかどうかは未知数と言わざるを得ません。

以上をまとめると、任意後見と信託の使い分けを判断する際のポイントとしては、①身上監護の必要性、②財産管理と財産承継のいずれを目的とするか、③後継ぎ遺贈の必要性、④財産の種類、⑤借入れや財産運用の予定、⑥受託者の確保、⑦一時的な利用

や裁判所の関与の回避等に注目すべきこととなります。

7 二つの相談例

(1) ここで、これまで筆者が受けたことのある相談例を二つ御紹介したいと思います。1例目は、ある一般市民の方が、全くの飛び込みで、私の勤務する公証役場に相談に来られたというもので、その方は、80歳を超える母親が、今は事理弁識能力は一応あると思われるものの、半年の間に2回も振り込め詐欺に遭ったので、今のうちに任意後見契約をしておきたいというものでした。しかし、先にも述べたように、任意後見が開始したからといって、できることをできないようにするという効果はなく、本人が認知症などで判断能力が低下した後であっても、キャッシュカードを使って事実上お金を下ろすということはできてしまうし、そもそも任意後見を開始する前の段階では、仮に移行型任意後見契約を締結したとしても詐欺を防ぐことにはなりません。その方のニーズが、母親の財産を詐欺から守りたいというのであれば、任意後見契約を締結する意義は乏しいと思われました。また、その方の話をよく聞くと、母親は、銀行預金のほかに、賃貸物件を含む不動産も持っているとのことでした。そこで筆者は、「本件のような場合、任意後見は役に立たないと思います。詐欺を防ぐのが第一目標であれば、たとえば、最低限必要な手持ち現金のみを残して、お母様の了解を得て事実上銀行の通帳とカードをあなたが預かってしまうという方法もありますが、万全を期すのであれば、不動産と、預貯金を下ろした現金を信託にするのがよいと考えられます。民事信託、家族信託といわれる方法もあるので、場合によってはそういうこともお考えになってはいかがでしょうか。ただし、公証人は合意した信託契約や任意後見契約の結果を公正証書にするのが仕事であって、信託契約をゼロからお作りすることはその権限を超えますので、法律の専門職の方に御相談になってみてください。」とお伝えしたところ、「検討してみます。」と言って帰って行かれました。その後どうなったかは分かりませんが、その方のお母様にとって、良い結果になることを願うばかりです。

(2) 2例目は、地方に住んでいる私の知り合いか

ら、80代の母親に若干認知症の傾向が出始めているので、家族信託というのはどうだろうか、との相談を受けたというものでした。しかし、話を聞くと、その方の母親は、自宅不動産と預貯金を持っているだけで、賃貸物件はなく、投資をしているわけでもありません。将来は老人ホームに入居し、自宅不動産は息子、つまり私に相談に来られた方が相続すればよい、とのことでした。その方は、信託や任意後見についてはほとんど知識がなく、たまたま何かのチラシで「家族信託」というのを見たので相談してきたというに過ぎなかったのです。そこで、私としては、先ほどのような、信託と任意後見を比較する表を作って一通り説明した上、「老人ホーム等の介護系の契約は信託では対応できないし、特に収益物件がなく投資もしていないのであれば、あえて信託契約をする必要はなく、むしろ任意後見の方がふさわしいと思います。」と伝え、その方の実家近くの公証役場の公証人を紹介しました。しばらくして、その方から、無事母親との間で任意後見契約の締結に至った旨報告がありました。

以上のようなことから、何でも信託……というのではなく、信託と、任意後見を始めとする他の制度との長所・短所をよくわきまえ、また、依頼して来られる方のニーズや財産状況、御家族の状況などをよく把握した上で、その方にとって最も適した方法を選択すべきだと思います。

第3 民事信託と任意後見の併用の意義

1 併用のニーズ

(1) 概観

ここまで、信託と任意後見を単純に比較してきましたが、高齢化対応として、いずれかの択一ではなく、財産の積極的運用と身上監護の双方とも図りたい、さらには、見守り契約や死後事務委任とも組み合わせたいといったニーズも、実際上多いと考えられます。

また、意外に見落とされがちなことですが、一旦信託契約が成立して財産の移転とその對抗要件の具備が完了すれば、以後の信託関係は主に受託者と受益者との間で進んでいきますが、それで委託者は完

全に退場してしまうわけではなく、委託者がその後も信託関係に関与し得る機会はいくつか存在します。主なものとしては、①受託者や信託監督人等の選任・解任・辞任に関する同意（信託法57条1項、58条1項、62条1項等）、②信託の終了及び変更・併合・分割など（信託法149条1項、151条1項、155条1項、159条1項、164条1項）のほか、直接の条文の定めはないものの、実務では重要な③追加信託が挙げられます。信託契約締結後において、委託者がこれらの行為をする場合にも事理弁識能力（行為能力）が要求されるので、その時点で委託者の事理弁識能力がなくなっていた場合には、信託単体だともはやこのような行為はできないこととなります。なお、追加信託の一種として、実務上、信託口座に自動送金することがありまして、自動送金の時点ごとに事理弁識能力があれば問題はないのですが、途中で事理弁識能力を失う状況になった場合には、その後の送金の効力について、やはり疑義が生じます。

それのみならず、我が国の民事信託は自益信託すなわち委託者と受益者が同じであることが多いところ、後に詳しく分析しますが、受託者が何らかの理由で信託事務を適正に行わなかったことにより、受益者（兼委託者）に判断能力が無くなった後に、受益債権につき満足な履行を得られない場合に備えて、自ら受益権の行使をすることができるようにするためにも、任意後見と併用しておく必要が出てきます。後に説明するように、家族間の民事信託は遺言に代わる機能も有する場合が多いため、信託をめぐって親族間の利害対立が生じがちです。そのようなケースでは、信託の適正な運用を図り、とりわけ受益者の受益権の行使につき不当な妨げが生じないようにするためにも、任意後見、とりわけ親族以外の法律専門職による任意後見を併用することが必要な場合があります。専門職が任意後見人となった場合、親族受託者との意思疎通がうまくいかない、あるいは対立してしまう、といった懸念も指摘されていますが、法定後見よりは任意後見の方がその可能性が低い、ということもいわれています。

(2) 信託前のローンについて

信託契約後の委託者の事理弁識能力については、次に述べるような問題も生じ得ます。アパート経営

のために信託を利用するニーズは高いのですが、賃貸アパートを信託譲渡した場合に、それまで委託者が負っていた既存のローン債務が残っていた場合に、それについて、金融機関としては、受託者のみによる免責的債務引受けを認めず、委託者と受託者の併存的債務引受けを求めるケースも多いです。その場合には、下図のように、たとえば父親Xの所有アパートを子供Yに信託譲渡して、ローン債務につき併存的債務引受けをすると、民法470条1項により、従前のローン債務は委託者と受託者、つまりXとYの連帯債務となるわけですが、その後Xの事理弁識能力がなくなった場合には、融資条件を変更する手続ができなくなります。このような場合に備えるためにも、Xつまり委託者につき任意後見を併用する必要が出てきます。

(3) 委託者口座への老人ホームの費用の振込みについて

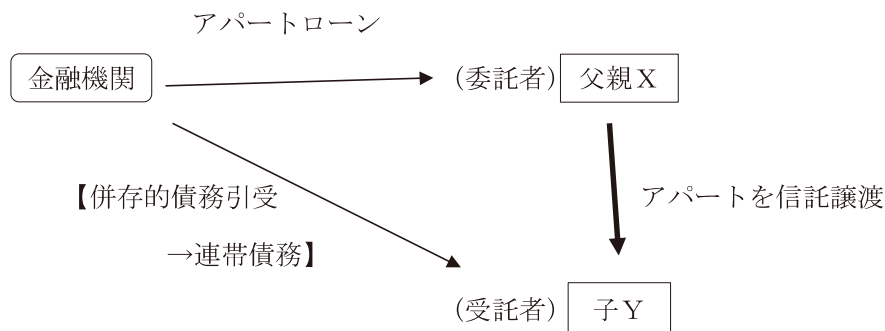
たとえば、信託契約を締結する場合に、本人の入居する老人ホームの費用の支払に充てるため、受益債権の履行として、信託財産から本人の口座にお金を振り込むという立て付けにすることがあります。そのようなときに、本人の事理弁識能力がなくなった後は、法的に厳密にいえば、自己の固有財産である口座から老人ホームに費用を支払う行為もできなくなるのではないかと、との疑義があります。ただ、この点については、受益権の内容として、受託者が信託財産から直接老人ホームに費用を代払いする仕組みにするなど、その立て付けを工夫すれば任意後見を発効させなくても回避できる問題ですし、本人の事理弁識能力がなくなった後であっても、同居の親族が受託者の場合には、施設も事実上支払を認めるケースもあるようです。

(4) 停止条件付き信託契約の場合

停止条件付きの不動産信託においても問題が生じます。停止条件付き信託というのは、たとえば、不動産の信託契約において、委託者の判断能力が後見相当となった場合に効力を生ずる旨定めたような信託です。このケースでは、その不動産につき移転登記をするのは条件成就の後ということになりますが、その時点では本人に事理弁識能力がなくなっているわけですから、登記意思もないこととなり、任意後見契約を締結していないと、そのままでは移転登記ができないこととなります。この点については、後に改めて説明します。もちろん、そのような場合であっても、法定後見にすれば登記はできるのですが、法定後見はどうしてもその後の制約が強すぎるので、やはり任意後見にしておくのが本人の意思にかなうといえます。

2 併用の積極的意義

以上に説明したようなことから、信託単体では限界もあり、これまで例を挙げてきたような信託に適した事案であっても、任意後見と併用することにより、身上監護など、信託の及ばない点についていわば「穴埋め」をする必要があります。そのみならず、任意後見と信託で車の両輪のようになって、より好ましい効果を全うさせるという機能も期待できるのであり、任意後見との併用を積極的に検討すべきケースも多いと考えられます。信託契約をする場合に、将来において、信託の変更やローンの条件変更などを特に予定していない場合には、法定後見でも差し支えないかも知れませんが、そうでない場合、法定後見と任意後見の違いに着目しつつ、将来委託者の判断能力が低下した場合も想定して、任意後見



と併用するか否か、適切な方策を検討すべきだと思います。

このようなわけで、信託によって重要な財産の管理・運用・承継等を担い、任意後見で手元の財産管理と身上監護等に係る事務及び将来の信託の管理を担う形にすれば、資産の多い少ないや住まいの場所等にかかわらず、本人・家族の実情・ニーズ等に広く対応し、安心・安全と利便性の最適なバランスを追求できる可能性があります。

なお、当然のことではあります。併用する場合には、信託譲渡する財産と、委託者の手元に残して任意後見人に委ねる財産の区分けについて注意する必要があります。これは結局、信託で何を実現しようとするのかということにより決せられることになります。たとえば、賃貸アパートをお持ちのお年寄りの老後の安心・安全を確保するというのであれば、重要な収益不動産であるアパートをいくらかの金銭と共に信託譲渡し、その他の身の回りの生活に必要な金銭及び非収益物件は手元に残して、信託の受益債権として支払われるお金を委託者＝受益者の生活に充てていく、というスキームが考えられます。そして、財産の承継については、信託財産は信託契約で定められた帰属権利者（信託法 182 条 1 項 2 号）又は残余財産受益者（同項 2 号）が承継しますが、委託者の手元に残って任意後見人の管理に委ねられた財産は通常の相続ないし遺言の対象になるということにも注意が必要です。

3 停止条件付信託について

先ほど少し触れた停止条件付信託について、ここで少し敷衍して説明します。一般的に、民法 127 条 1 項により、意思表示の効力発生を一定の条件の成就にかからしめることは可能であり、信託法 4 条 4 項でも、停止条件の成就によって効力が発生する信託を認めています。停止条件付信託の例としては、たとえば、農地を信託譲渡することについては農地法上の許可を要するので、農地法 5 条 1 項の許可が得られることを停止条件として、農地を信託財産とする信託契約を締結するようなことが考えられますが、ここでは、信託契約と任意後見契約を併用した場合に、信託の委託者が締結する任意後見契約において任意後見監督人が選任されたことを停止条件と

する信託について考察してみます。任意後見は任意後見監督人が選任されたときに効力が発生するので、要するに、信託契約は直ちには効力を発生させないで、将来、事理弁識能力が不十分になった時点で受託者に譲渡し、任意後見と信託と一緒にスタートさせるという方式であり、筆者はまだ経験したことはないのですが、そのような実例はあると聞いています。

このような信託を考察するのは、実際のニーズとして、委託者が、自分が元気なうちは信託財産を手元に置いて自分で管理したいので、今の段階では直ちに信託財産を移転させたくないが、将来認知症等により判断能力が低下した場合に備えてあらかじめ信託契約を締結しておきたいという要望があるためです。そして、認知能力の低下は徐々に進行していくのが通常ですので、任意後見の段階になる前から、實際上管理が難しくなる場合があります。このような場合に備えて、たとえば、「前項の規定にかかわらず、委託者が受託者に対して信託の開始を求める意思表示を書面で行ったときは、その意思表示が受託者に到達した日を信託開始日として、本信託は効力を生ずる。」といった条項を設けておくのが好ましいと思います。

ただ、實際上問題となるのは、現在の信託法では、信託契約は諾成契約とされていますので、信託が開始した後に、信託財産たる不動産について移転登記等の手続を要し、その登記手続や信託口座の開設等の手続の場面で、本人の意思確認がなされるのですが、まだ後見の段階になる前に信託を開始しようとした場合に、実際の意思確認の場面で、本人の判断と、登記手続を担当する司法書士や信託口座の開設に関わる銀行の担当者の判断が異なり、本人の意思能力を問題とされて、スムーズに手続ができない、という事態もあり得ます。このような場合には、後見の段階になっているということで、結局任意後見監督人の選任の申し立てをして、任意後見をスタートさせ、改めて信託登記等の手続を行うしかないこととなります。

〈次号に続く〉

令和5年度「行政書士制度広報月間」実施報告

<広報部>

本会では、10月1日から同月31日までを「行政書士制度広報月間」と定め、総務省の後援をいただき、全国の自治体及び各単位会の御協力の下、広く国民に行政書士の存在をアピールし、制度の普及・浸透を図る活動を推進しています。その活動のうち、電話による無料相談「行政書士電話相談」は、昭和55年の開設以降、今回で44回目となりました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されてから迎えた初めての広報月間ということで、各単位会においては感染防止対策に配慮しつつも、活発なPR活動を実施していただきました。

以下に、令和5年度「行政書士制度広報月間」中に行われた「行政書士電話相談」及びPR活動について、各単位会の実施結果及び総評等を取りまとめて御報告します。

なお、本集計結果は所定の様式による各単位会からの報告書データを基に集計したものです。

日行連における活動

I. PR活動

報道機関約80社に報道リリースを送付するとともに、総務省及び各都道府県庁に行政書士制度広報月間に係る文書を送付した。

また、身近な国家資格者である行政書士へ気軽に御相談いただけるよう、「そうだ、行政書士に相談しよう!」のキャッチコピーを添えた行政書士制度PRポスターを作成し、各単位会や関係機関等へ配付した。モデルは昨年度に引き続き、朝の情報番組でお天気キャスターを務め、爽やかで明るく知的な雰囲気幅広い世代に人気のある女優・モデルの貴島明日香さんとし、今回は行政書士役で起用した。また、貴島さん出演の行政書士制度PR動画を制作し、ホームページ上で公開した。

そのほか、YouTube広告動画を作成し、広く周知を図った結果、令和6年3月現在までに56万回を超える再生回数を得た。

各単位会における活動

I. 行政書士電話相談

1. 実施単位会

「行政書士電話相談」について回答のあった

47単位会中、35単位会で実施された。

2. 実施日時

35単位会から実施日の報告があった。本会の実施要綱に基づき10月1日のみを実施日としたのは3単位会、それ以外の1日のみ実施したのは14単位会、また、複数日にわたり実施した単位会は18単位会であった。

3. 実施場所

25単位会が各単位会事務局のみを実施場所とし、事務局以外に支部や会員事務所等を会場として複数箇所で行った単位会は10単位会であった。

4. 実施日数及び回答スタッフ(相談対応人員)人数

期間中の実施日数は、1実施単位会あたり平均5.2日であった(実施日が特定できない報告分は除く)。回答スタッフ延べ人数は、日数や実施形態の違いから単位会により大きくばらつきがあり、最も少なかった単位会は1名、最も多かった単位会は130名、期間中の全国合計は561名となった。1実施単位会あたりの単純平

均では、期間中延べ16名のスタッフが対応したとの結果となった。

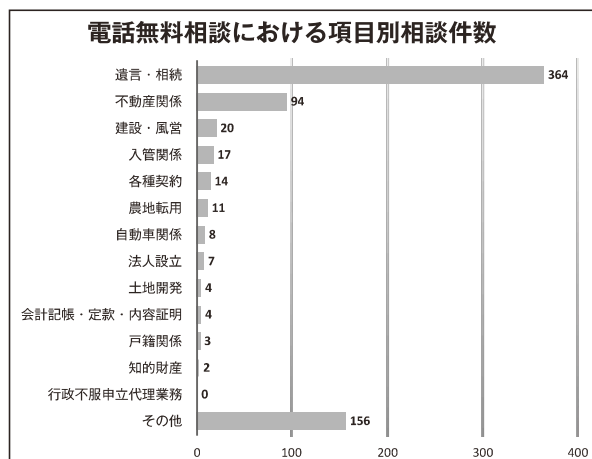
5. 相談受付件数

総数704件の相談が寄せられ、内訳は「権利義務・事実証明」が604件(85.8%)、「許認可関係」が100件(14.2%)であった。

「権利義務・事実証明」では、「遺言・相続」に関する相談が364件(60.3%)と最も多く、次いで「不動産関係」94件(15.6%)、「各種契約」14件(2.3%)、「会計記帳・定款・内容証明」が4件(0.7%)、「戸籍関係」が3件(0.5%)、「知的財産」が2件(0.3%)であった(「その他」を除く。)

「許認可関係」では、「建設・風営」が20件(20%)と最も多く、次いで「入管関係」が17件(17%)、「農地転用」が11件(11%)、「自動車関係」が8件(8%)、「法人設立」が7件(7%)、「土地開発」が4件(4%)、「行政不服申立代理業務」が0件(0%)であった(「その他」を除く。)

その他の事例として、成年後見に係る相談や近隣トラブルに関する相談が多く見られた。



6. 問題点等

8単位会から問題点等に関する意見が寄せられた。内容は、告知方法や実施場所・期間、相談者数の増減に係る対応、相談が集中した際の相談員の確保等について課題を認識したとの意見があった。

その他、オンラインでの実施、電話と比較するとより対面のほうが対応が容易であること等についての意見があった(「特になし」旨の回答及び未記入であった単位会は、計27単位会であった。)

II. PR活動

1. イベント会場

全単位会で実施された無料相談の受付会場は、電話と対面を合わせると全国で1,194か所を数えた(前年比116.8%)。そのうち、電話による無料相談の会場は277か所、対面による無料相談の会場は917か所であった。

本会が作成した行政書士制度PRポスターは全国に配布され、その内訳は、単位会事務局以外に公的施設12,085枚、駅・店頭200枚、会員事務所(会員事務所を通じての外部配付を含む)42,434枚となった。全国総配布枚数は64,384枚となった(前年比103.8%)。また、チラシやPRグッズを配布した単位会は41単位会であった。

2. 相談受付件数

電話無料相談と対面無料相談を合わせ、総数で7,575件の相談が寄せられた(前年比119.8%)。そのうち電話は前記のとおり、704件(9.3%)、対面は6,871件(90.7%)であった。

3. 広告媒体

43単位会が、自治体広報紙(誌)を含むマスコミ媒体に広告を出した。内訳は、自治体広報紙(誌)28単位会、新聞広告40単位会、テレビ広告11単位会、ラジオ広告15単位会であった。

一方、マスコミによる報道は、新聞報道19単位会、テレビ報道7単位会、ラジオ報道8単位会であった。

広告媒体の利用や配布物の作成等に要した経費について、最も少なかった単位会は0円、最も多かった単位会は5,530,819円で、全国総額は50,426,835円であり、1単位会あたりの単純平均は1,172,717円であった。

令和5年度行政書士制度広報月間実施報告 総評及び今後の課題について

北海道行政書士会



無料相談会は毎年同じ会場で開催されているイベントへ出展する形式で行った。イベント来場者数が減少する中、相談件数は昨年より増加した。ボールペンやクリアファイル等の配付があったためか人が多く集まり、グッズは足を止めてもらう良いきっかけになったと感じた。また、ブースの壁面に掲示した行政書士業務の説明や遺言見本、法定相続人についての図表等のパネルをじっくり読んでいる方が多く、細かい文字のパンフレットよりも見ていただけるように感じた。

(札幌支部)

現在、地域新聞に月2回、行政書士のPR広告記事を掲載している。よく読まれている地域新聞のため、幅広く行政書士をPRできていると思われる。広告記事は毎回定型のものを掲載しているが、事業ごとのアレンジも可能なので、本来なら今回の広報月間キャンペーン時には特に「行政書士広報月間」とアレンジするべきであったが、定型のまま掲載してしまった。今後は、都度ごとの事業に合わせたアレンジをするよう心掛けたい。また、今後の課題としては、無料(安価)で更新頻度を増やすことができるSNSでの広報の方法を模索する必要がある。

(函館支部)

北海道管区行政評価局による一日合同行政相談所に会員派遣を行った。9月21日のイオンスーパーセンター三笠店においては遺言・相続関連の相談が3件、10月6日の深川市中央公民館においては1件の遺言に関する相談があった。支部主催の相談会ではないので、特に良い点、悪い点等はない。今後、広報月間PR活動として支部による相談会開催を検討したいと考えている。

(空知支部)

旭川支部の広報月間PR活動は、支部管内の官公署訪問(10月)並びに市民を対象とした月例の「くらしの無料相談会」(10月10日)及びイベントとして「市民講座&無料相談会」(11月3日・文化の日)を開催した。官公署の訪問活動は、訪問先にて広報月間ポスター掲示を依頼し、当会のパンフレット等の啓発資料を配布の上、行政書士制度のPR及び御協力をお願いした。また、イベントの「市民講座&無料相談会」は4年ぶりの開催のため、市民の関心が薄れているのではないかと気掛かりだったが、当日昼頃からの雨天にもかかわらず48名の市民の方々に御来場いただいた。なお、来場者アンケート調査にて、貴重な御意見等をいただいたため、今後の活動にいかしていきたい。

(旭川支部)

担当地区を毎年10月に関係団体等を訪問し会長要請文とポスター等を持参し、行政書士制度への御理解と御協力をお願いに回っていると、詳細な説明をしなくても理解、協力していただいている印象があったことから、継続して実施していくことが大事だと感じた。

(網走支部)

コロナで3年間中止して以降、久しぶりに北海道社会保険労務士会日胆支部との合同無料相談会を実施し、当会マスコットキャラクターのたくまくんのおかげもあり集客は上々だった。イオン店舗内ということで防炎加工されていないものが掲示できず、のぼり等が出せなかった。来年以降、支部独自ののぼりの作成を考える。社労士側からは行政書士会の販促物の充実ぶりが好評だった。たくまくんの着ぐるみデザインされたティッシュなど、たくまくんによって集まった親世代に渡したり、子供にも手に取ってもらいやすくなった。広報活動としてたくまくんは有効だが、無料相談会の件数は増えていないため、現在がベストかどうかは考える必要がある。

(苫小牧支部)

限られた態勢で、いかに効果的に実施できるか、各所との連携の在り方も含め、模索する必要がある。

(十勝支部)

広報月間における無料相談会の周知方法として、開催地の広報紙のみならず隣接する自治体の広報紙への掲載を依頼したところ、当該紙面を見て相談に来られた方もいた。更なる方法も検討し、住民の便利

性向上につなげ、行政書士業務を知ってもらうことで「行政書士は頼れる街の法律家」であることを実感していただき、行政書士の業務拡大に資することができればと考える。

(釧路支部)

当支部では例年同様の広報活動となっているため、費用対効果のある程度見込むことができるPR方法を模索していきたい。

(根室支部)

秋田県行政書士会



アンケートを実施した結果、回答のほとんどが高評価であり、行政書士が相続業務を行っていることを認識している参加者が多いと分かった。一方で改善すべきという意見もあり、いただいた意見を参考にしながら、今後も良いセミナーとなるように対応していきたい。

(秋田支部)

PR不足があった。前例踏襲が多いので、これまでと違う広報活動(インターネットの活用など)の検討をする。

(能代山本支部)

本年も多くの方に相談会に御来訪いただいたが、相談ブースが二つしかなく待つことになった方が数名いた。スペースのこともあるが、相談ブースをもう一つ増やしたい。

(大仙支部)

例年どおりの相談件数があり、折込み広告を手に来訪されていたので、長く続けてきた広告の効果と思われる。横手市広報の掲載には間に合わず、無料相談会の事前PRが十分でなかった面もあるので、各締切に間に合うように、準備をもう少し早く行いたい。

(横手支部)

支部会員が12名と少ない中、官公署の巡回参加者が3名となり1名増えた点が良かった。昨年に引き続き10月には無料相談会を開催できなかった。広報活動がマンネリ化しているため、別の方法によるPR活動も検討したい。

(男鹿支部)

岩手県行政書士会



本年度は、行動自粛がない状態での広報月間となり、各支部とも従来どおりの方法で対面による無料相談会が実施された。各支部がお互いの告知方法について情報共有する場面が増えたことで、より効果的な手法を試みる支部が出てきている。岩手会としては、ホームページを活用することで、広く各支部の支援が可能になっている。当会の電話相談はビデオ会議システムとフリーダイヤルの組合せで県内各地から電話相談を受け、電話受付の中で端的に相談の内容を聞き取り、得意分野としている対応者へつなぐことは大いに効果的に機能しているが、予算的制約の中でフリーダイヤルの公示期間が限られていることで、周知活動の効率もあまり良くないという点が課題である。全体として各支部の積極的な活動により、行政書士の制度を多くの県民の皆様を知っていただき、官公庁や関係各所への訪問でもおおむね好意的に訪問を受け入れていただいたと考える。

青森県行政書士会



- ・行政書士会と各士業合同で相談会を開催することで、地域住民への貢献ができた。
- ・総行第84号通知を受け、コスモス青森県支部と連携し地域包括支援センターへの訪問を行った。おおむね好感触であった。

福島県行政書士会



コロナ禍後の市町村訪問を実施したこともあり、多くの自治体の担当者に快く訪問を受け入れられた。その中で市町村長や警察署長などに直々に御対応いただいたところもあり、現在の行政書士会の活動状況や自治体との今後の協定締結などについて丁寧に説明することができた。「行政書士の業務内容」について詳しく理解してくださっている自治体が少なかったこともあり、外国人の在留資格の支援などを行っていることを伝えると、地域の外国人住民の方向けの相談会や市町村役場職員向けの相談会などの開催に意欲を示してくださる自治体もあった。今後、行政書士の業務内容についても、より具体的にPRすることで、より多くの行政書士の活躍の場を見出していきたいと考える。

宮城県行政書士会



- ・新型コロナウイルスの感染症分類が下がったことにより、12支部全てで無料相談会を開催することができた。
- ・宮城会では、例年同様のホームページでの告知・PRのほか、情報誌、フリーペーパー、新聞の情報提供コーナー、仙台市交通局地下鉄駅地域情報ボードなど無料掲載ができるものを最大限に利用した。また、有料のものとしては、従来の新聞広告は費用対効果の観点から本年度は見送り、新たな試みとしてテレビ、ラジオによる告知、PR活動を行った。その結果、例年より問合せが増え、一定の効果を達成することができた。

- ・祭り等のイベント会場内で相談会を実施した支部があり、イベント来場者へのチラシ・ポケットティッシュの配布、ユキマサクングッズの抽選会を行うなど、多くの方に行政書士をPRすることができた。
- ・支部によっては、相談件数が少ない、飛び込みでの相談が少なかったなど、会場によってバラつきがあった。改めてどのように周知・告知活動をするか検討する必要があると感じた。

山形県行政書士会



各支部における無料相談会に加えて、山形会が広報月間中のイベントとして行った市民公開講座（公証人による任意後見や公正証書遺言セミナー）で無料相談会を実施したことにより相談件数が増えた。新型コロナウイルスが5類に移行した後は、許認可関係の相談はなかった。今回、メディアを活用した広報を行い、メディアとの関係が構築できたので、今後は広報活動にメディアを積極的に活用していきたいという支部があった。一方で、広報活動への取組に、支部によりバラつきがあったことから、今後は広報月間前に活動計画の提出や中間報告を求めるなどの方法を検討し、広報月間をより充実したものにしていきたい。

東京都行政書士会



本年度の広報月間（10月1日～11月15日）は新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後に行われたこともあり、東京会・各支部（33支部）共にほぼ通常どおりの形式で無料相談会を行った。当会としては、東京都庁内にて暮らしと事業の無料相談会を

10月5日と6日の2日間開催した。本年度は着ぐるみユキマサくんを使用でき、都民にアピールできたと思われる。各支部(33支部)においては、合計70回街頭無料相談会を開催した。相談内容は例年どおり遺言・相続が最も多く、それに関連した成年後見や空き家対策についての相談もあった。当会の広報部としてウェブサイトやSNSを活用しての情報発信を行った。課題としてはウェブサイトやSNSでの広報がどの程度の効果が上がっているのかがよく分からないという点がある。相談会に来られる方は比較的御高齢の方が多く、まだ紙媒体(新聞折り込みチラシ)からの情報取得が主となっていた。今後は的確な情報発信と分析をしながら、相談会のみならず様々な活動に取り組みたいと考える。

神奈川県行政書士会



10月13・14日の2日間、新都市プラザ(そごう横浜店地下2階正面入口前)において、本年度で19回目となる「行政書士フェスタ2023」を開催した。イベントのメインとなる「無料相談会」の会場では、相談ブース数をコロナ禍前の規模に戻し相談会を開催。単体会所属の行政書士相談員だけでなく、公証人会、宅建協会からも相談員の派遣を要請し多くの皆様の御相談に対応した。そして昨年大好評だった「にゃんども頼れる落語会」を本年も開催し、現役行政書士でもある落語家の桂雀太氏をお招きして120席満席の大盛況となった。また今回、初の試みとして、会場の一角でユキマサくん撮影会を行った。撮影会は初日である13日に6回にわたり行ったが、いずれの時間帯でもユキマサくんは大人気だった。年齢・性別問わず、多くの方々とフレームに収まった。撮影会に御参加くださった方には、記念にユキマサくんオリジナルエコバッグをお持ち帰りいただいた。

千葉県行政書士会



対面相談の開催数・開催場所数は、コロナ以前と同様規模の開催となった。駅前での開催では相談件数が増加し、人流の回復・増加によるものと思われる。今後も会員と相談者の衛生を確保しつつ、対面相談を継続していきたい。チラシやPRグッズの準備面では、コロナの影響による配布数の増減予測が難しかったため、対面相談の開催状況に合わせた準備ができなかった。次年度は、コロナ以前の開催状況を踏まえた準備をしていきたい。

茨城県行政書士会



- ・新型コロナウイルスが5類となり、行動制限が大幅に改善されたことから、催事などが増え、相談会場数が昨年度より微増した。
- ・相談会の開催日時について、勤務後にも相談できるように平日午後4時～7時という枠を設けた。
- ・PRグッズとして配布した「クリアファイル」は人気が高く、本年度もデザインを変更して制作した。また、制作した一部は法教育を開催している小中学校での配布に活用している。
- ・昨年度より相談会場数を増やしたにもかかわらず、相談件数自体は微減した。市町村が発行する広報誌を見て相談に来る方が圧倒的に多いので、掲載いただく文案にも工夫を凝らして、相談件数アップを図る。

栃木県行政書士会



新型コロナウイルスの分類が変更され、コロナ禍以前のような活動を行うことができた。特に無料相談会に関しては支部と協力をして県内11か所で開催し、事前に自治体の広報誌や新聞広告、鉄道の駅や道の駅へのポスター掲示などで周知を行った。11か所のうち3か所においては自治体のイベント会場に相談会用のブースを設けてもらう形式であったため、相談目的ではない多くの人々にグッズを配布して行政書士の認知度向上に努めることもできた。人流が活発になったタイミングでとても有効な取組であったので、次年度以降の計画にいかしていきたい。

埼玉県行政書士会



例年どおり、県内全23支部において対面の無料相談会を実施した。本年の会場は28か所、各支部で9月中に公共機関へのポスター掲示や自治体広報誌への無料相談会案内の掲載をお願いした。また、テレビ埼玉の情報番組に会長と広報部副部長が出演し、行政書士制度及び広報月間無料相談会のPRを行った。当日のパーソナリティーが数年前の出演でも御一緒した経緯があり、行政書士に対して好意的な発言が多く、テレビ出演を継続していく大切さが実感できた。視聴者プレゼントとしてユキマサくんグッズを用意していたが、実態として当選者への発送の手間が局側に掛かるため、プレゼント数は控えている。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も、各会場では感染予防対策に気を配りながらの実施であった。全体の相談件数は昨年の446件から465件

へと増加しており、遺言・相続が345件と全体の7割を占めていた。紙媒体の必要性を視野に入れつつも、時代に合わせたデジタルによる情報発信など、様々な層に伝わるPR活動を行い、行政書士制度の周知に取り組んでいきたい。

群馬県行政書士会



新型コロナウイルスの制限が緩和されたことにより、相談件数が増えた支部が多くなった。反対に少なくなった支部では、周知方法を見直したいという感想が多く寄せられたため、各支部の周知方法を聞き取り検討する必要がある。相談会の事前予約を設けた支部では、その内容に精通した相談員に対応を依頼できた場合もあり、相談者の問題解決を図れたことで、アンケートでは好評との声が多数あった。また、相談経験が豊富な会員と乏しい新入会員が2人1組となって対応した支部もあり、会員に経験を積ませることと知識向上に役立つ効果もあった。自筆証書遺言書保管制度が開始されたことから、自筆での遺言書作成セミナーを開催した支部もあった。相談者が増えた支部では、待たせてしまう時間帯もあり、事前予約制を採ること、相談時間を短くしつつ担当者を集中させるという対応も必要ではないかと感じた。

長野県行政書士会



本年度の広報月間は、ようやくコロナ禍の影響が消えて無料相談に一定数の相談者があり、PR活動としての効果を得られたと評価できる。相談内容は、相続・遺言関係が多く、そのため相談者は高齢者が多い傾向にある。より広い年齢層から多様な分野の相談を受けるため、従来の新聞広告のほかにSNSなどの新しいメディアの活用を検討したい。

山梨県行政書士会



コロナの感染状況により、電話相談で行ってきた相談会を昨年対面で開催し、今回も完全対面で行った。全ての支部で2年続けて対面で開催できたことを喜ばしく思う。コロナ禍で行った電話相談会も、普段は相談会場まで足を運べない方にとっては良い機会になっていたが、対面だと意思疎通を図りやすく、表情や資料を拝見できるので、基本的には対面がよいと感じた。ただし、会場と電話を組み合わせた形やオンライン相談会の形式も検討する必要があると思う。相談会の告知方法は、市町村広報誌が媒介になっているケースが9割といっても過言ではない。広報誌はスペースの問題もあり、必ず掲載してもらえない点など、広報ツールとして安定感がない。定期的な相談会として掲載をお願いするなど、今後広報誌への掲載を確実にしていくことが最も重要な課題だと思われる。ポスターの配布について、本年は会員事務所への配布をせず希望者への配布とした。今までは無条件に会員に1枚ずつ配布していたが、自宅の一部を事務所にしていて多く、ポスターを掲示していない会員がいたため、実態調査も兼ね試験的に無条件配布をしなかった。今後、ポスターについてどう扱うべきか検討が必要かと考える。また、山梨会独自で作成したチラシを県民の日のイベント等で配布する等工夫をしたところ、とても好評だった。

静岡県行政書士会



静岡会では、令和5年度はコロナ感染に注意しながらも静岡県内17支部では対面方式の無料相談を復

活・実施した。また、各支部の無料相談に活用するためのクリアファイル、アームリフレクター等のノベルティグッズに加えて、行政書士業務案内パンフレットを新たに企画・作成した。当会は昨年同様に電話相談という形態ではなく、新聞題字下広告、テレビ・ラジオCMに連動した、本年度2年目を迎えるラジオ取材型番組「生中継スクーピー企画」として聴いていただくことにより、自然に無理なく「行政書士」を発信できた。ただ、この広報活動による費用対効果については未知数である。明確な効果を伴う広報活動を実施するための協議を進めていく。

新潟県行政書士会



これまで無料相談会を開催してこなかった自治体における初開催では、利用者が少なかった。チラシ配布等を広範囲に広げるなど、イベント（無料相談会等）の予定がない地域にも広報を強化し、認知度向上に努めたい。

愛知県行政書士会



アフターコロナとなった本年は、広報月間における活動もコロナ前に戻り、県内68か所での相談会を通常モードで行うことができた。期間中はおおむね天候に恵まれ、多くの会員が参加した相談会で多くの相談に対応し、無事に広報月間を終えることができた。また、各地のイベントや市民・区民祭も再開し、イベントブースを設置して参加するなど、行政書士の認知度向上のみならず地域に根ざした行政書士の存在を周知した。総務省主催の「一日合同行政相談所 豊田会場」では鈴木淳司総務大臣（当時）が

訪問され、各メディアに大きく報道された。愛知会は、本年度新たに「そうだ、行政書士に相談しよう！」の機運を高めようと、地下鉄アナウンス広告を出稿している。1日に490回流れるアナウンスは、行政書士の利活用の機会に大いに貢献すると考える。一方で、広報としての更なる効果を得るためには、各会場の事前周知が最も重要である。各支部が地域の特性に合わせて、官公署などの自治体から町内会、地元のローカルメディアなどに働きかけ、開催を周知することにより潜在需要の掘り起こしの余地はあると考える。また、会員個人がSNSなどにより開催を発信することも、誰もが発信者となれる時代において実に有用なツールである。次年度はこの点を踏まえて活動したい。

岐阜県行政書士会



広報月間の活動について順次述べる。

- ①無料相談会については、岐阜会は電話相談、各支部は会場にて対面相談を行った。岐阜市、大垣市など県内でも都市部と言える会場はコロナ以前に戻ったといえるくらい盛況であったが、他支部ではまだまだ以前の相談人数に復していないところもあった。また、10月に広報月間となる他士業も多いため、他士業相談会との日程が近いことで相談者が分散してしまったのではないかという意見もあった。一方で司法書士・土地家屋調査士と3士業合同で開催された支部の相談会は盛況だったため、当会としても広報活動を他士業と連携するべきかと感じた。
- ②今回は岐阜支部の相談会が中日新聞や岐阜テレビの取材を受けるなど成果があった。一方、各支部においても市町広報誌・地方紙・ケーブルテレビなどで広告を行っているが、アピール不足を感じている。デジタル媒体など更なる広報の活用が必要かと思う。
- ③特筆すべき新しい試みは、当会の社会貢献事業部と恵那支部が合同で行った「学校での法教育」である。行政書士の社会貢献活動であると同時に、地元の方からの信頼度・認知度を向上させる広報活動でもあり、今後も継続していくべきだと考えている。

三重県行政書士会



本年度は全支部が無料相談会と官公署窓口等への協力依頼（ポスター掲示、チラシ・グッズの配架等）を実施した。各支部の無料相談会は、公的な会場を始め、ショッピングセンターや地元の祭り会場等の一面にブースを設けて開催。相談会ののほほを目にした飛び込みの相談者も少なからずあり、広く市民の皆様に行行政書士をPRすることができた。ただし、支部により相談件数の多寡が激しく、相談件数の少ない支部では、事前・当日の広報の方法、会場の場所などの検討が必要である。官公署窓口等への協力依頼では、本年度は、ADRセンターの紹介も兼ねて、各市町の消費者問題相談窓口にも広報月間の協力依頼を行った。新しい試みとして「行政書士制度広報月間クイズキャンペーン」を実施した。一般の方がクイズのヒント・正解を探すために三重会のホームページにアクセスして行政書士の業務内容を読む・見ることにより、その仕事・制度を知るきっかけを作る目的で、「行政書士は頼れる街の〇〇〇」という設問に御回答いただいた。キャンペーンの告知については、ホームページやSNSの活用などの意見があったが、無料相談では年配の方が多くことや、最近、若い方の中で昭和レトロが流行っているとのことで、あえてハガキを使用するというアナログな手段を採ったところ、これが功を奏し、331名の方から応募が寄せられた。賞品は射幸心を煽らない内容に抑え、賞品総額7万円「A賞は10名2,000円、B賞は50名1,000円のクオカード」とした。抽選会は11月30日。抽選会の様子は12月中旬に当会のFacebookで動画配信した。是非、御覧いただきたい。



福井県行政書士会



福井会では県下6会場での対面による無料相談と、当会事務局での電話無料相談を実施した。PR活動としては、昨年と同様、新聞での全面広告・テレビCM・チラシの配布に加え、本年はテレビ番組においてPRができるコーナーにも出演し、無料相談会の案内や行政書士の仕事内容などの情報を発信した。また、各市町が発行する自治体広報誌への掲載を依頼し、多くの人への周知を図った。この無料相談会を何で知ったかの相談者へのアンケートでは、自治体広報誌、新聞、たまたま会場に来た、ホームページの順となった。本年初めて自治体広報誌に掲載した会場では、例年の3倍強の相談者が来場した。住民の大きな情報源となる自治体広報誌への掲載は重要であると痛感した。

石川県行政書士会



石川会では、令和5年度広報月間の中心的活動として、対面及び電話での無料相談会を実施した。当該相談会全体の相談件数は216件と前年の105件より倍増し、コロナ収束を実感する結果となった。中でも金沢支部は、対面での相談会場を前年の2か所から4か所に拡大し、四つの市町で無料相談会を実施するなど、相談件数の増加に大いに貢献した。ただし、想定を超える相談があり、1時間超の待ち時間が生じたため相談を断らざるを得ない場合もあったことは反省点である。また例年、高齢の相談者が多いことを考慮し、テレビCMを放映したが、相談のきっかけとしてテレビCMを挙げた者は一桁しかおらず、意外な結果となった。一方、新聞やチラシを相談のきっかけと答えた相談者は6割強に上り、依然として紙媒体の強さを感じた。こうした調査結果を踏まえ、インターネット上での宣伝も含め、より

効果的なPR方法を検討したいと考える。

富山県行政書士会



10月の広報月間に際し、事前に各官公署への非行政書士行為防止の掲示板設置確認とともにPRポスターの配布をした。また、県内新聞社2社での無料相談会実施の告知。各支部を通じて、関連市町村広報紙での相談会実施案内の掲載を行った。また、富山支部では、回覧板の取組が効果的であった。新型コロナウイルス感染症の規制がようやく外れ、パーティーなどもなく、従来の形での無料相談会を6支部計11会場で開催した。新しい会場での開催や、日曜日開催など各支部が工夫を凝らしての開催であった。相談内容は、例年どおり相続関係が多いが、一人暮らしの高齢者の来訪が増え、自身の今後を考えた成年後見制度に関する相談や、空き家になったときの対策相談などが多い傾向である。身近に相談できる機会作りは非常に大事で、高齢者が相談しやすい場所・時間・回数を考慮することが全体の相談件数向上にもつながるのではないかと考える。

滋賀県行政書士会



本年も例年同様に、各支部が無料相談会を開催した。コロナ禍を終えた後ということもあり、昨年よりも相談件数は増加した。中でも、相続・遺言関係と不動産関係が多くを占めており、今まで相談したくてもできなかった方々が多くいらしゃったのではないかと推測される。オンラインや電話でなく、対面での相談であるからこそその良さを相談者の方々も我々会員も感じる事ができたのは良かった。来年以降も

同様に開催していきたいと思う。なお、媒体を使用した告知については、集客につながった支部もあれば、そうでない支部もあり、費用対効果を踏まえ、今後どのようにしていくか検討していく必要性を感じた。

大阪府行政書士会



一般向け広報誌「終活をお考えのみなさんに読んで欲しい本」を制作・配布した。終活をテーマにした冊子に一般の方が目を通す中で、行政書士に「出会う」広報誌とした。無料相談会でも活用できるよう専門用語の解説を含め、終活という一見すると暗いイメージを持たれがちな内容を前向きに捉えられるように、表現を工夫した。自身の状況と照らし合わせて活用できるように、チェックリストを設けるなども工夫した。本広報誌をPRグッズと併せて街頭で配布し、無料相談会でも配布するなど、これまでの無料相談会開催、PRグッズ配布、ポスター配布などの活動に加え、更に広がりを持った広報活動ができた。今後も本広報誌を活用して、「頼れる街の法律家」として国民の信頼を高め、行政書士制度の普及・浸透を図る活動を促進していきたい。

京都府行政書士会



京都府では、各支部での無料相談会の実施と、京都

市との共催事業として平成28年度から行っている一般市民向け終活セミナー・無料相談会の開催を広報月間活動の柱にしている。各支部では、新型コロナウイルスの影響で制限されていた相談会やセミナー等が各地域で行われた。しかし、コロナ禍による運営のブランクもあり、事前準備や当日の対応などにおいて、万全に行えなかった等の戸惑いの声もあった。当会における無料相談会では、今回初めて電話相談と対面相談を同時開催した。市民向け終活セミナーは、「おひとりの終いかた～遺言・任意後見契約・死後事務委任契約～」と題し、当会会員が講師を務めた。参加者の熱心な聴講の姿勢や参加募集開始から問合せが相次いだこと、無料相談会では相続関連の相談事例の割合が多いことから、終活全般について、市民の関心が高いことがうかがい知ることができた。他土業でも遺言や相続に焦点を当てた相談会が見られるが、相談者のニーズを獲得するために、ほかとの差別化を前面にアピールできるような組織的な広報活動を行い、行政書士ならではの特色をいかした対応をしていくことが必要であると考えている。

奈良県行政書士会



「ユキマサくんが行く☆奈良県行政書士会キャラバン隊」と題して、県内主要な駅4か所にてティッシュ配りを行った。当会では、以前にも何度か同様のイベントを行っているが、今回も大阪会からユキマサくんの着ぐるみを借り、同行してもらうことで行政書士の更なる認知度向上に努めた。

その甲斐もあり、道行く人と話をする機会も多く、行政書士を知ってもらえる絶好のアピールになった。また、後日ティッシュを受け取った方から、当会宛てに相談の連絡が入ったこともあり、広報活動として成功だったのではないと思われる。本年のイベント開催は平日だったが、来年以降も開催をする場合、更なるアピールの場として、土日開催や大型ショッピングモール等での開催も検討している。

和歌山県行政書士会



本年も例年同様、県下8支部において広報月間中に各官公署（県庁、市町村役場、警察署、保健所等）を訪問し、各担当者とお会いして行政書士制度のPRを行うとともに、非行政書士排除の要請も行った。今回は、新型コロナ対策としての制限を原則解除したが、一部感染を防ぐため必要最小限の人数での訪問は継続した。直接担当者の方々と意見交換、情報交換をすることが官公署との良好な関係構築につながると考えており、今後も引き続き積極的な広報活動に努めていく。なお、和歌山会主催の無料相談会はイズミヤ和歌山店にて開催したところ、相談件数13件となった。やはり、無料相談会はできる限り地元密着で、かつ来店客数が多い場所の方が、相談件数も増えることがよく分かった。この実績を基に、相談会場を精査したい。

兵庫県行政書士会



広報月間ポスターは、各地域行政機関に掲示の依頼をしつつ、10月には県下主要駅4か所においてデジタルサイネージを活用したPRを1か月間行うことで、直接市民に強く働きかけることができた。各支部による法の日無料相談会を兵庫県下20か所（公共施設、ショッピングモール、駅前施設、野外施設等）で開催した。利便性に富んだ相談会になった。また、

街頭無料相談の開設により兵庫会による「法の日」無料相談会を行い、併せて特定行政書士、ADR、コスモス成年後見サポートセンター等のPRも行った。広報月間公開イベントとしては、「今から始める事業者のためのSDGs」をテーマに会場・オンラインのハイブリッド形式で講演会を行った。その際、要約筆記を導入し、より多くの人に参加できるスタイルで開催した。今回の相談会・講演会に参加された方に、ユキマサくんエコバッグの配布を実施。行政書士をより身近に感じる機会となったものとお考える。課題としては、当会と支部との連携をなお一層図ることで、円滑なPRができるのではないかと考える。

鳥取県行政書士会



令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類相当から5類感染症に移行され、経済活動の再生が活発に行われ始める中、オミクロン株BA-5の感染拡大や季節性インフルエンザの増加がささやかれるものの、新型コロナウイルスの感染状況に関する報道等も減少し、行政書士会としての広報の活動についてコロナ前の直接対面に戻す意見もあった。しかし、感染症に対する不安が完全に払拭できるほどの情報がなく、前年どおり行政書士会にとって重要かつ継続が必要な官公署訪問は、感染防止対策に万全を期して単独訪問を実施し、無料相談会（電話、対面型）については予約制・少人数で開催。その他関係団体等は広報資料等の郵送配布により実施したが、相続登記の義務化施行を前にして無料相談の総件数についてやや減少傾向が見られることから、平素の広報・活動の在り方を考える必要がある。



島根県行政書士会



相談会については、コロナ禍が終わったためか前年より相談件数が増加した点は良かった。また、「行政書士がいない地域」での相談会をと、あえて中心部以外で開催した支部もあり、良い取組ではないかと思う。全国でも高齢化率の高い島根県においては、普段相談に行きにくい高齢者や過疎地域への細かいアプローチも重要ではないかと考える。そのためには会員が少数のため十分に活動できない支部などへの対応も島根会全体の課題として考える必要がある。告知についても地元新聞に掲載し広く呼び掛けることはもちろんだが、地域や公民館の広報誌など、より市民に身近な場所での働きかけが必要で、気軽に相談できる行政書士という専門家が近くに存在することを知らせてもらう必要があると思う。官公署へ訪問、申入れも例年どおり行ったが、行政書士制度や非行政書士排除等をどれだけ理解されているのか不明で、より効果的な広報活動を考えていかなければならない。

岡山県行政書士会



広報月間無料相談会が10月3日から5日までの3日間、新しくなった岡山会事務所会議室にて実施された。各日、相談員3人が電話相談、加えて今年は来所される相談者にも対応した。内容は相続関係、特に不動産に関するものが多くあった。新たに始まった相続土地国庫帰属制度についての説明や、今後は相続の名義変更が義務化されることなど交えながら回答した。インターネットで調べた上での相談もあ

り、自分自身が正しく新しい知識を習得していなければ、きちんと回答することが難しいと感じた。電話相談は、相手の表情が見えない分、言葉や話し方など気を付けなければならないと思った。相談内容によっては、的確な回答を求めるより、聞いてもらいたいという相談者の気持ちを受け止め、じっくりと話を聞くことも大切だと感じた。

広島県行政書士会



本年度は広島版図柄入りナンバープレートが受付開始になるということで、自動車業務のPRも兼ねて相談会場にナンバープレートの見本を設置した。それに併せ各報道機関にアピールした結果、シャレオ中央広場会場においてNHK、RCCのテレビ取材を受けた。福山会場をショッピングモールからイベント会場へ変更したが、告知不足により相談件数が伸びなかった。市の広報誌に掲載を依頼したが、ほかの依頼者が多く掲載にならなかった。

山口県行政書士会



毎年のデータで分かるとおり、権利義務・事実証明の相談が大半を占めている。その中でも特に、遺言・相続の占める割合が多く、他士業とも重なるところである。そのような御相談を行政書士にしていることは大変有意義であることはもちろん、会員内でなお一層の研鑽を積み、国民の皆様へ支持される行政書士でなければならないと感じている。今後も、行政書士の認知度を上げるため、自治会等にも積極的に働きかけ、広報活動に取り組んでいこうと思う。

香川県行政書士会



例年話題になることであるが、「法の日」の対面無料相談会が他士業との合同となるため、各自治体の広報誌への掲載広告、新聞広告も相談会全体のPRとはなるが行政書士会の無料相談会の独自性が担保されない。このため、四国新聞へ行政書士会独自の広告を依頼しており、電話無料相談会は10月に二度掲載され、対面での無料相談会は一度掲載された。独自の広告も検討したいが、相談会が合同である以上難しい。2024年4月以降に相続登記が義務化されるため、相続についてはどうしても登記絡みになる案件が多く、相談件数を増やすためには「司法書士」と合同で行うことも必要である。なお、開催場所についてもバラツキがあり、各開催場所での準備の割に相談件数が少ない。この件についても他士業とも相談の上、対応を考えたい。

徳島県行政書士会



電話相談、対面相談ともに件数としては、例年とほぼ変わりなく、ほとんどが相続に関する相談内容であることも例年どおりだった。来年から始まる相続登記の義務化に関する相談も多く、今後とも法律改正に伴う業務拡大には注目していくべきと思われる。コロナの制限がなくなったことから、もう少し対面での相談が多くなると予想していたが、思ったよりも相談件数が少なかったため、今後、相談会場の場所や日程を検討する必要があると感じた。

高知県行政書士会



本年度広報月間においては、主に無料相談会と関係機関への挨拶回りを行った。相談会に関しては、県内各支部において開催した。前年度まではコロナの影響もあり、会場の準備や相談者を多く募ることに難しい面があったが、本年度はコロナ前のように、イベントへの参加や人の出入りの多いショッピングセンターなどで開催することができ、相談者も増加し、良かったと思う。相談内容は相続や不動産関係など民事関係が多かった。今後は許認可関係の相談も増えるよう工夫したいと思う。関係機関への挨拶回りは、県や市町村の各課、地域の窓口センター、県警本部、各警察署等、日頃行政書士がお世話になっている場所にはおおむね伺うことができた。関係機関によっては様々な情報交換や意見交換ができた所もあり有意義であった。

愛媛県行政書士会



前年度は新聞広告を廃止したが本年度は復活した。新聞を見ての問合せが10件あり、費用対効果としては悪くないと思われるので、次年度以降も継続し、掲載時期・掲載回数・紙面の大きさについては、今後の検討課題としたい。既存の広告以外にも効果が見込まれるものについては、検討の上、積極的に活用していきたい。ラジオについては目に見える成果が数字では現れなかったため、次年度以降実施するか検討課題としたい。

福岡県行政書士会



例年どおり、無料相談会の各支部単位での開催のほか、県内の国・県・市町村・公的団体への積極的な訪問により、行政書士業務のアピールやポスター掲示などをお願いした。相談会については、ほぼ昨年同様の相談件数であったが、もう少し市町村の媒体等での相談会の告知の掲載があれば伸びたと思われるので、次年度は自治体への働き掛けを強化したい。今後も行政書士の業務の認知度を高め、行政書士の活用につながるよう広報活動を進めたい。

佐賀県行政書士会



- ・集客が課題。予算が潤沢でない中、いかに工夫して集客するかを考えなければならない。
- ・支部の役員を中心に、少なからぬ会員の皆様に御協力いただき、大変感謝している。
- ・内容が「相続・遺言」に偏っているので、今後は周知を工夫することによって、相続・遺言以外の分野についての相談も受けられるようにしたい。

長崎県行政書士会



- ・今回は県内の配布数一位である長崎新聞において広報を実施した。相応の費用が掛かったが、テレビ欄下の広告を採用したためPR効果は高かった

ものと推察する。

- ・関係行政機関への訪問においては、現県知事と現長崎市長と初めて面会し、行政書士活用のPRと諸問題の建設的な協議を行うことができた。
- ・メディアを活用した広告をもっと行いたいところだが、予算の問題もあり、限定的な実施となっている。

熊本県行政書士会



コロナ感染症も5類に引き下げられ、行動制限は解除されたものの、必要な感染症対策を行いつつ電話無料相談及び対面による無料相談を計画どおり行うことができた。また、市民公開講座については、昨年度同様2月の行政書士記念日に時期を合わせて行うこととした。相談者数については支部主催のものも含め例年程度であったが、昨年引き続き電話無料相談の件数が増えている。広報に関しては新聞がメインとなり、熊本会のホームページやSNSなどでも広報を行った。支部主催の相談会においては、市区町村の広報誌でも日程を掲載しており、相談者への調査では、新聞や広報誌を見て来られる方が大半であった。インターネットなどを使った広報活動の検討課題でもある。SNS等での広報活動が有効にできるようになれば、紙媒体に比べて経費が削減されるため、引き続き進めていきたい。行政書士と他士業との業務の区別を認識されないまま、相談に来られるケースも少なくないため、今後は業務内容が周知できるような広報活動も行っていきたい。

大分県行政書士会



本年度は昨年と比較し1.5倍の無料相談件数という結果であった。広告費の掛からないケーブルテレビの活用を念頭に置いていたが、これがある程度結果に結び

ついたのではないかと考える。次年度に向けて、以下の項目について検討をする。①ケーブルテレビを各支部で活用すべく早めに段取りを開始する。②各広告媒体の効果測定のため、各支部の報告形式を統一し、各広告媒体の効果測定をできるようにする。③官公庁の挨拶回りの訪問先を再度見直し、新規開拓も検討する。④広報月間のKPIを策定し目的を明確にする。また、会長ほか役員で県庁を訪問し知事との面談の時間をいただいた。行政書士の制度や業務の動向等について報告や意見交換を行い、次年度は大分県からも広報月間の告知等に御協力をいただけるように依頼を行った。今後も県庁との関係作りを継続していく。

宮崎県行政書士会



主な広報活動として、無料相談会の実施と官公署訪問を行った。無料相談会は、県下7会場に対面により開催した。昨年に引き続き県の後援名義使用を申請し広報用チラシを作成、ホームページで相談会日程等を案内したほか、テレビ局3社、新聞社4社に趣旨書とチラシを配付した。各支部でも市町村ホームページのバナー広告、市広報誌への記事掲載、ラジオ番組出演、新聞広告掲載、新聞折り込みチラシの投函、町内放送を活用する等告知を行った。最も問合せのあった新聞記事掲載の宣伝効果が高いと思われる。集客力のあるショッピングモールで開催した支部では、広報用ティッシュを配布しPRを行い、相談件数の増加につながった。相談内容については、全体の6割が遺言・相続に関する相談であった。次年度の課題としては、相談者に対し、無料相談会の開催を知った媒体について聞き取りを行い、より効果の高い告知方法について検討が必要と考える。官公署訪問については、関係各所を訪問し、行政書士制度や業務に関するPR、意見交換等を行った。

鹿児島県行政書士会



本年の広報月間では鹿児島会として電話による無料相談及び対面による無料相談会を計画どおり行うことができた。また、県下10の支部がそれぞれ無料相談会を実施することもできた。広報に関しては、地元紙南日本新聞に電話無料相談と天文館ベルク広場での対面による無料相談会の案内広告、支部の相談会の告知を同紙みなみのカレンダーで行ったほか、KTS鹿児島テレビの情報番組に会長ほか3名が出演し、無料相談会をアピールしたことも良かった。そのほか、当会のホームページやSNSなどでも広報を行った。相談者数は、支部主催のものも含め例年より多くの相談が寄せられた。広報月間中の相談内容としては、相続・遺言の相談が突出して多かった。今後、相続・遺言だけでなく、行政書士の幅広い業務に関する県民への周知を継続して行う必要がある。

沖縄県行政書士会



久しぶりの対面での相談会の開催で、各会場とも開始時間より前に相談者が来場し大盛況だった。相談内容では「相続」全般が圧倒的に多く、遺産分割協議書や相続のたまかな流れ、必要書類等の確認、準備すべきことについてなどであった。不動産関係では契約内容について、共有名義・名義変更などの手続について等だった。これまでコロナ禍で相談会の開催がなく、相談できる所がなかったため、今回の会場開催での相談会は県民の関心も高く、やっと相談できて良かったという感じであった。大きな会場での相談会の開催の必要性を今回改めて感じた。次年度も開催に向けて計画できればと思う。

令和5年度「行政書士制度広報月間」監察活動報告

<法規監察部>

令和5年度行政書士制度広報月間中に各単位会が実施した監察活動の結果についてまとめましたので、以下に概要を御報告いたします。

なお、この結果は御報告いただいた47単位会のデータを基に集計したものです。

1. 実施単位会

47単位会で実施。

2. 実施日時

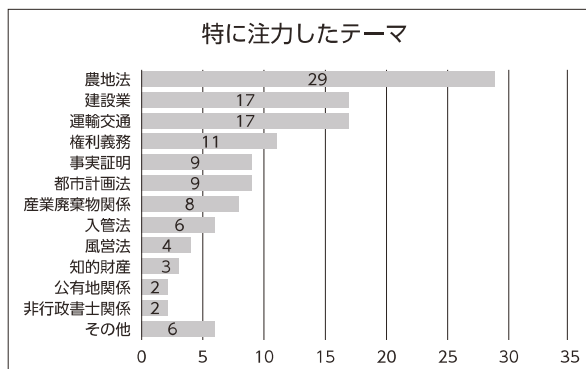
広報月間の実施に当たり、日行連の実施要綱では9月1日から同月30日までを準備期間、10月1日から同月31日までを実施期間とした。

実施要綱に合わせ準備を行った単位会は32単位会、期間を延長ないし、ずらして実施した単位会は6単位会であった（期間の定めがない単位会は9単位会）。

実施要綱に合わせて実施した単位会は37単位会、期間を延長ないし、ずらして実施した単位会は4単位会であった（期間を限定せず通年で活動している単位会は6単位会）。

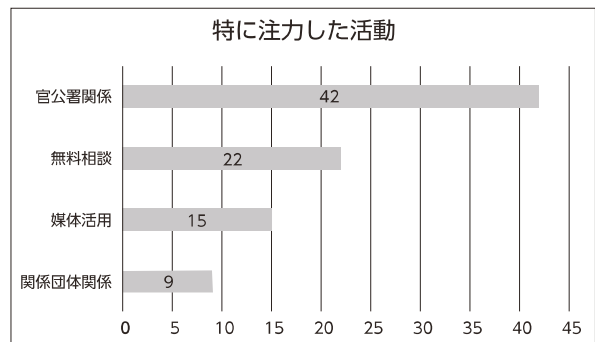
3. 単位会として特に注力したテーマ・活動

特に注力したテーマを農地法関係とした単位会は29単位会で最も多く、次いで建設業関係及び運輸交通関係が各17単位会、権利義務関係が11単位会、事実証明関係及び都市計画法関係が各9単位会、産業廃棄物関係が8単位会、



入管法関係が6単位会、風営法関係が4単位会、知的財産関係が3単位会、公有地関係及び非行政書士関係が各2単位会であった（複数回答含む）。

また、特に注力した活動として、官公署への活動とした単位会が42単位会、無料相談とした単位会が22単位会、媒体活用とした単位会が15単位会、関係団体への活動とした単位会が9単位会であった（複数回答含む）。



4. 期間中の具体的監察活動

行政書士制度広報月間中における具体的な監察活動は、以下のとおり。

■摘発・排除活動

注意125件（8単位会）、勧告0件、警告3件（2単位会）、告訴0件、告発0件、その他114件（8単位会）。

■官公署に対する申入れ

官公署に対する申入れの総件数は729件あり、その内訳は、広報月間実施の援助協力（文書発出等）292件、非行政書士の実態調査（申

請書類の閲覧等) 49 件、窓口規制表示板 (設置・継続等) 240 件、窓口における会員名簿 (交付・差替等) 118 件、その他 30 件であった。

各申入れ先の主な内訳は、以下のとおり (上位 5 項目まで)。

◇文書の発出等による広報月間実施の援助協力では、都道府県庁・市町村が各 38 単位会、陸運局 (支局) が 35 単位会、警察署・農業委員会が各 34 単位会。

◇申請書類の閲覧等による非行政書士の実態調査では、農業委員会が 11 単位会、都道府県庁が 8 単位会、市町村・陸運局 (支局) が各 7 単位会、警察署・土木事務所が各 4 単位会。

◇窓口規制表示板の設置・継続等では、市町村が 36 単位会、農業委員会が 34 単位会、都道府県庁・警察署が各 32 単位会、土木事務所が 27 単位会。

◇窓口における会員名簿の交付・差替等では、市町村が 20 単位会、農業委員会が 17 単位会、警察署が 16 単位会、都道府県庁が 15 単位会、土木事務所が 13 単位会。

◇その他の申入れでは、都道府県庁・市町村が各 7 単位会、農業委員会が 4 単位会、土木事務所が 3 単位会、警察本部・保健所・入国管理局が各 2 単位会。

なお、官公署に対する申入れにおける活動成果では、「成果は大きかった」が 6 単位会、「成果は少しあった」が 33 単位会、「その他」が 9 単位会であった (複数回答含む)。

■各種団体に対する申入れ

各種団体に対する申入れの総件数は 164 件あり、その内訳は、広報月間実施の援助協力 (文書発出等) 118 件、非行政書士の実態調査 (申請書類の閲覧等) 5 件、窓口規制表示板 (設置・

継続等) 11 件、窓口における会員名簿 (交付・差替等) 21 件、その他 9 件であった。各申入れ先の主な内訳は、以下のとおり (上位 3 項目まで)。

◇文書の発出等による広報月間実施の援助協力では、商工会等が 20 単位会、自動車販売店協会等が 16 単位会、建設業協会等が 13 単位会。

◇申請書類の閲覧等による非行政書士の実態調査では、商工会等が 2 単位会、自動車販売店協会等・公証役場が各 1 単位会。

◇窓口規制表示板の設置・継続等では、商工会等が 7 単位会、自動車販売店協会等が 3 単位会、建設業協会等が 1 単位会。

◇窓口における会員名簿の交付・差替等では、自動車販売店協会等・商工会等・司法書士会が各 3 単位会。

◇その他の申入れでは、自動車販売店協会等・調査士会が各 2 単位会。

なお、各種団体に対する申入れにおける活動成果では、「成果は大きかった」が 4 単位会、「成果は少しあった」が 19 単位会、「成果はなかった」が 15 単位会、「その他」が 9 単位会であった (複数回答含む)。

5. 道路運送法関係業務に係る監察的広報に関する調査

(1) 活動の有無について

本年度の広報月間においては、道路運送法関係業務に関する調査の実施を推奨した。これに基づき、都道府県に対する調査を実施した単位会は 8 単位会であった。

なお、本年度の広報月間において、農地法に係る許認可申請業務に関する調査を実施したのは 5 単位会、建設業法に係る許認可申請業務

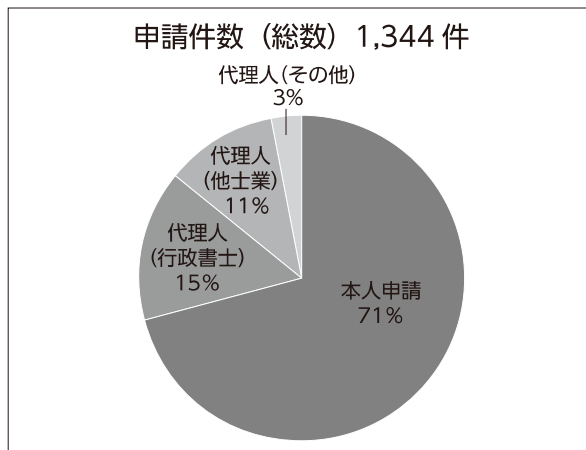
に関する調査を実施したのは4単位会、その他の業務に関する調査を実施したのは2単位会であった（複数回答含む）。

(2) 結果

調査を実施した8単位会のうち、7単位会が都道府県からの回答を得た。集計結果は、以下のとおり。

| | |
|-------------|---------|
| 申請件数（総数） | 1,344 件 |
| 本人申請 | 947 件 |
| 代理人（行政書士）申請 | 206 件 |
| 代理人（他士業）申請 | 152 件 |
| 代理人（その他）申請 | 39 件 |

※具体的に各申請件数の回答があったもののみを集計。
※詳細不明のものを含む。



(3) 分析

本調査は、昨年、令和4年度にも重点項目としていた道路運送法関係業務について、各地の実情に応じた調査の実施方を推奨したものである。各単位会の実情に応じて対応を依頼しているため、数字上の評価は難しいところであるが、昨年に続き本人申請数と比較した場合、行政書士の関与の度合いが低かったことが判明した。また、昨年の調査と比較した際、申請件数（総数）に対する行政書士の関与率はほとんど変化が見られなかった。いまだ他士業等による代理申請が一定数見受けられることから、引き続き、各地において行政書士業務としての周知を推進するとともに、行政書士法に抵触する行為に対しては、警告等の措置を行うなど適切な対

応を継続的に行う必要がある。

6. 具体的な対策及び結果

回答いただいた8単位会のうち、他会の参考となるような効果的な取組や事例については次のとおり。

県と共同して非行政書士排除に関するチラシを作成し、許可や届出の副本返却時に同封することで、税理士や商工会等による代理・代行申請が相当数減った。日頃の関係構築・維持の結果として、農業委員会からの申し出により、支部会員向けの農地法改正に係る講義が実現した。行政窓口からの情報提供に基づき、建設業法に係る行政書士業務を行っていた税理士に対し行政書士登録を促した結果、入会に至った。登録支援機関となっている業者のホームページ上で、行政書士法違反の疑義がある表現が見受けられたため、申入れを行ったところ、行政書士へ依頼した場合の注意書きが追加された。以上、一定の成果が認められた事例を参考として、他会においても今後の事業活動を検討されたい。

7. 今後の課題

各単位会から寄せられた報告書における課題を俯瞰すると、①「行政窓口の理解」（行政窓口との協力体制の構築や行政書士制度への理解など）が最も多く、次いで、②「他団体との関係」（業界団体等への働きかけなど）、③「その他」等と続いている。昨年度と比較して、「行政窓口の理解」を課題に挙げる単位会が顕著に増加した。今回、上位に挙げた3つの課題について、主な回答は次のとおり。

「行政窓口の理解」について、監察活動においては行政側との連携協力が必要不可欠であるという共通認識の下、継続的な活動により、窓口での本人確認が推進され、徐々に効果が出てきているとの回答がある一方で、まだまだ行政書士制度に対する認識・理解が低いこと、また、窓口担当者が一定期間で異動することにより一時的な理解になってしまうことから、広報月間に限らず、日頃から行政機関と密に連絡を

取り合い、県の担当者が異動する際の引継ぎについても申入れすることが重要であるとの回答があった。

次に多かった「他団体との関係」においては、窓口規制表示板の設置や文書等による申入れにより、団体名義での申請件数が減少し一定の効果が得られたものの、団体名義でない代理申請の場合には対処が難しいとの回答があった。また、各団体とも非行政書士行為に対する認識や理解に乏しいため、行政書士法の理解促進等、日頃から予防的な対応が必要であるとの回答もあった。

「その他」として挙げられた課題の中では、体制や準備が十分に整わないまま広報月間を迎えたため、具体的な活動方針等が定まらなかったとの回答があった。また、監察活動における評価基準が分からず、ブラッシュアップ方法が分からない、監察活動における具体的な指導が欲しい等、活動マニュアル的な手引書を要望する回答があった。

| 課題 | 件数 |
|--------------|----|
| 調査・排除の方法論 | 2 |
| 行政窓口以外の者への周知 | 3 |
| 行政窓口の理解 | 12 |
| 情報開示の問題 | 1 |
| コロナ禍における活動 | 0 |
| 会員の理解・人員の問題 | 1 |
| 他団体との関係 | 5 |
| その他 | 4 |

8. 総 評

本年度は、おおむね次の3点を総評としたい。

第一に、監察活動に対する取組姿勢について、広報月間のみを取組では調査活動の結果から警告文書の発出といった具体的な対応への直結は難しいという意見があったことに加え、日頃から会員一人ひとりが非行政書士排除に関する意識を高く持ち、日常の業務の中で遭遇した非違行為に対して役員や会に通報するといった取組が重要であるという観点から、監察担当以外の部署においても行政書士法の理解や非行政書士

行為に対する適切な対処の仕方など、会を挙げて継続的に監察活動に取り組む姿勢が必要である。第二に、行政機関等への協力要請について、予防的な取組として、非行政書士排除プレート等の設置による効果を感じたとの意見があったほか、省庁や関係団体への協力要請に際しては、日行連会長名義の協力要請文書による成果があったという意見もあった。また、行政機関における行政書士法への理解が乏しいところほど、非行政書士行為の事例が多いとの見方もあることから、監察活動に対する協力が得られるよう定期的な意見交換の場を設定するなどして、行政書士法への理解を促し協力体制を構築する機会を創出することが重要である。第三に、今後の広報監察活動に関する課題として、多くの単位会が行政窓口における行政書士制度の周知・理解促進に係る対応に苦慮していることや監察担当者の引継ぎや人員の確保、具体的な活動方針等が定まらないなど、活動マニュアル的な手引書の作成を要望する声があり、今後、日行連としての取組の必要性を感じた。その他、他士業団体への働きかけについては、業界問題に発展する可能性もあるため、監察担当部署の対応にとどまらず、会同士の関係構築が重要であるとの意見もあった。今後、デジタル化の影響も懸念される中、効果的な監察活動の在り方について改めて検討していく必要がある。



重要なお知らせ

一般倫理研修受講のお願い（一般倫理研修未受講の方へ）

＜総務部・中央研修所＞

令和4年8月31日付けで日本行政書士会連合会会則の改正が認可されたことに伴い、令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。

当該研修の受講方法等については、以下を御参考の上、御受講いただきますようよろしくお願いいたします。

〈概要〉

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました（日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項）。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました（令和5年8月31日施行）。

〈研修科目〉

①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

〈受講期限（初回）〉

登録月の翌月初日から起算して3か月以内

※令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

例：令和6年4月2日に登録した者 ⇒ 令和6年7月31日まで

（参考）2回目以降

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例：令和6年7月1日に修了した場合 ⇒ 令和12年3月31日

〈受講方法〉

①中央研修所研修サイトにアクセス

日本行政書士会連合会のホームページ (<https://www.gyosei.or.jp/>) にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修受講

ID、パスワードを入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。

※最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。

The screenshot shows the login page of the Central Training Center website. It features a header with the logo of the Japan Administrative Law Association and the text '中央研修所 研修サイト'. A security logo for 'GMO GlobalSign Secure' is also present. The main content area contains instructions for users, including a link to the 'General Ethics Training Manual'. Two callout boxes provide additional guidance: one points to the 'ログイン' (Login) button, and another points to the 'ID、パスワード申込' (ID, Password Application) button.

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」からマニュアルをダウンロードして御確認ください。
※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリック

はじめて御利用の方はこちらから「ID、パスワード申込」をクリック

■既にID、パスワードをお持ちの方
ユーザーID、パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。
(パスワードを忘れた方はこちら)
ユーザーID:
パスワード:
ログイン

■はじめてのご利用の方
通知したパスワードの期限が切れた方
下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して申込を行ってください。
※ご利用には行政書士登録番号及び受取可能なメールアドレスが必要です。
ID、パスワード申込
(研修に関するお問い合わせはこちら)

③受講完了後、修了証を発行

全ての講座を視聴し、テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックして研修は修了となります。職務上請求書を購入する際に一般倫理研修の修了証が必要となりますので、職務上請求書を購入予定の方は「修了証発行」ボタンをクリックした際に表示される修了証の印刷又はダウンロードをお願いします。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

〈令和5年8月31日時点で会員であり、一般倫理研修を修了していない方へ〉
受講期限は令和6年3月31日までとなっています。
直ちに一般倫理研修を受講していただきますようお願いいたします。

令和6年度特定行政書士法定研修 募集要項

＜中央研修所＞

本研修は、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研修概要

1 受講資格

行政書士
(申込時点において、行政書士名簿に登録されている者)

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下、「研修サイト」という。）に登録された18時間〔約1時間×18コマ〕のビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉2024年8月1日（木）～9月16日（月・祝）

〈講義科目・時間（目安）〉

| 科目 | 時間（コマ数） |
|------------|----------|
| 行政法総論 | 1時間（1コマ） |
| 行政手続制度概説 | 1時間（1コマ） |
| 行政手続法の論点 | 2時間（2コマ） |
| 行政不服審査制度概説 | 2時間（2コマ） |
| 行政不服審査法の論点 | 2時間（2コマ） |
| 行政事件訴訟法の論点 | 2時間（2コマ） |
| 要件事実・事実認定論 | 4時間（4コマ） |
| 特定行政書士の倫理 | 2時間（2コマ） |
| 総まとめ | 2時間（2コマ） |

(2) 考査

2024年10月20日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※考査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員専用サイト「連con」（以下、「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈考査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政書士のための行政法」「行政書士のための要件事実の基礎」（いずれも日本評論社刊）を含む）の内容の理解を問う出題となります。
なお、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

3 申込みについて

(1) 申込期間

2024年4月1日（月）9：00～

2024年6月21日（金）17：00（厳守）

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

(2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日まで）に受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジット決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守していただくようお願いします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、次々ページ（再受講制度について）を御確認ください。

5 結果通知

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

6 災害発生時等における講義・考査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

講義中止の場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈考査について〉

安全に開催できないおそれがある場合など、考査を中止する場合があります。

考査中止の場合は、次年度への振替とします。

7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」への掲載もしくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

研修における諸注意

講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、申込時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を送付いたします(7月22日(月)予定)。受講期間開始3日前までに届かない場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (3) 受講に際しては、パソコン、タブレットもしくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります(一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします)。
- (4) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全講義ビデオ(約1時間×18コマ)を最後まで視聴してください。
- (5) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります。(2日目自由受講の受講者を除く。)
- (6) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」に則りビデオ講義を視聴してください。

考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査一週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位会、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、必ず事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、または、受験票の記載事項に誤りがある場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお越しください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル(B又はHB黒)及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は本会ホームページのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
 - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の座席に着席してください。
 - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません(携帯電話やスマートフォン等時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することができません)。
 - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。
- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載(11月中旬(予定))するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送(12月上旬(予定))にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位会を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 合否・採点内容等についての問合せには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します(実費負担)。

特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、申込前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にいられた場合には対応しかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、申込前に本会事務局研修課まで御相談ください。

個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込により御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等必要な範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

その他

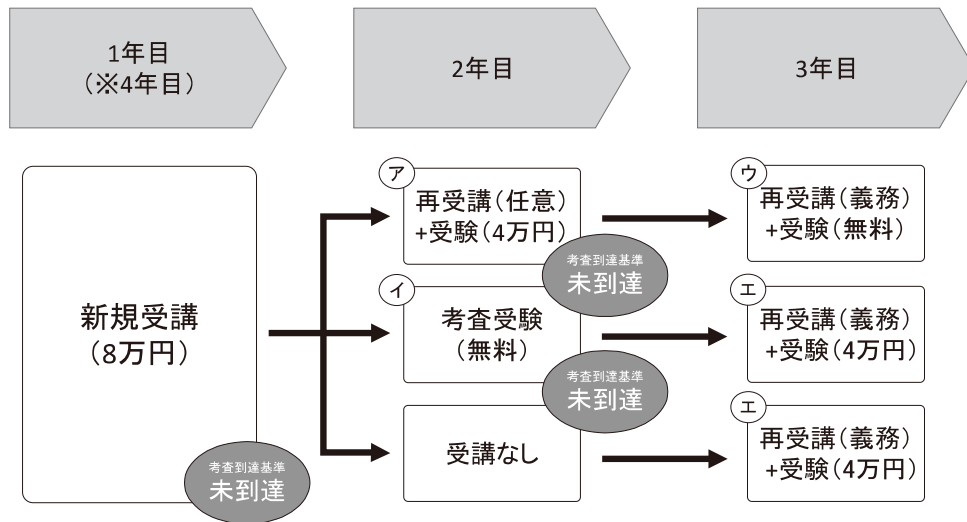
- (1) 申込後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りいただくとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

お問合せ・御連絡先

- | | |
|---|--------------|
| ○本研修の申込手続に係る御照会 (株)全行団 特定行政書士法定研修受付係 | 03-6450-1622 |
| ○本研修の内容に係る御照会 日行連事務局研修課 | 03-6435-7330 |

〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、新規（8万円）の受講料が必要となりますので御留意ください。

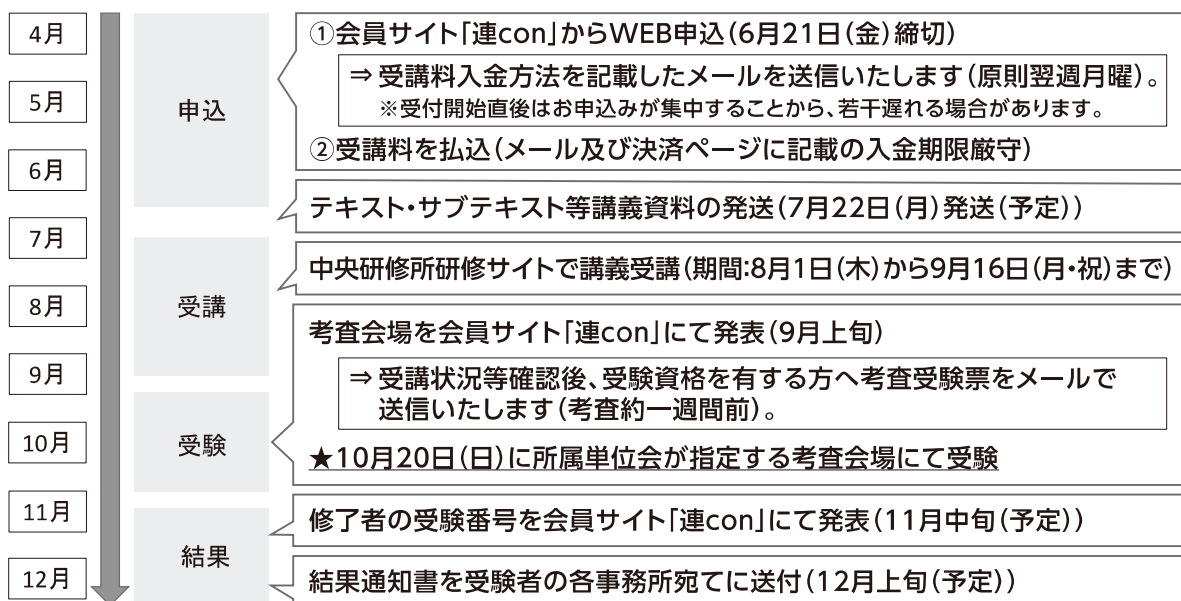


※ 2・3年目に申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新たに新規（8万円）の受講料が必要です。

※ 2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記⑦～⑪のいずれかを選択してください。

※ 2年目の⑦については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を終了したものとし、考査を受験することができます。

〈特定行政書士法定研修 申込・受講手続の流れ〉（予定）



〈WEB 申込手順〉

1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナーまたは「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー＞特定行政書士法定研修＞令和6年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

3 アカウント登録・申込





サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申込をしてください。

4 受講料の支払

申込後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記の四つから受講料の支払方法を選択し、入金してください(入金後、支払完了メールを送付します)。

〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

| | |
|--|---|
| <p>(1) クレジットカード</p>  | <p>(2) コンビニ</p>  |
| <p>(3) ATM(ペイジー)</p>  | <p>(4) ネットバンキング</p>  |

※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込サイトを御覧ください。

行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

令和6年度の行政書士申請取次関係研修会について、今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登録されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)開催概要

| | 研修会区分 | 受講期間 | 開催案内 (会員サイト詳細発表) | 申込期間 | 修了証書発行日 (同日発送予定) | 結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ) |
|---|---------------|---------------------------|---------------------|----------------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 1 | 実務研修会 (更新) | 4月12日(金) ～4月22日(月) | 2月中旬 | 3月1日(金) ～3月7日(木) ※受付終了しました | 5月8日(水) | 5月14日(火) |
| 2 | 事務研修会 (新規) | 6月17日(月) ～6月27日(木) | 4月中旬 | 5月8日(水) ～5月14日(火) | 7月18日(木) | - |
| 3 | 実務研修会 (更新) | 7月19日(金) ～7月29日(月) | 5月中旬 | 6月4日(火) ～6月10日(月) | 8月9日(金) | 8月21日(水) |
| 4 | 事務研修会 (新規) | 9月6日(金) ～9月17日(火) | 6月下旬 | 7月23日(火) ～7月29日(月) | 10月8日(火) | - |
| 5 | 実務研修会 (更新) | 10月18日(金) ～10月28日(月) | 8月中旬 | 9月3日(火) ～9月9日(月) | 11月11日(月) | 11月18日(月) |
| 6 | 事務研修会 (新規) | 11月19日(火) ～11月29日(金) | 9月中旬 | 10月8日(火) ～10月15日(火) | 12月19日(木) | - |
| 7 | 実務研修会 (更新) | 令和7年1月21日(火) ～1月31日(金) | 11月上旬 | 11月29日(金) ～12月5日(木) | 令和7年 2月14日(金) | 令和7年 2月20日(木) |
| 8 | 事務研修会 (新規) | 令和7年2月21日(金) ～3月3日(月) | 12月中旬 | 令和7年1月8日(水) ～1月15日(水) | 令和7年 3月24日(月) | - |

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

○受講費用(税込み)

事務研修会: 30,000円 実務研修会: 15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会…課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

<届出済証明書の更新を希望される方へ>

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を1回以上受講し、有効期間の満了前に更新の手続きを完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を御確認になり、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

東京レインボープライド 2024 プライドパレードに参加しませんか？

<権利擁護推進委員会>

この度、本会権利擁護推進委員会では、東京都行政書士会と共同で「東京レインボープライド 2024」へのブース出展を行い、LGBT 等の当事者やアライ (ally 「支援者・支持者」) 向けの無料相談会を実施いたします。

また、21 日に開催されるプライドパレードにも都道府県行政書士会を通じて参加者を募集して参加いたします。関連して、情報交換会や懇親会も予定していますので、プライドパレードの参加に興味がある方は、所属の都道府県行政書士会までお問い合わせください。

【東京レインボープライド 2024】

主催者：特定非営利活動法人東京レインボープライド

開催日程：2024 年 4 月 19 日 (金)～21 日 (日) ※パレードは 21 日 (日)

TRP2024 テーマ：【PRIDE 30th 変わるまで、あきらめない。】

URL：<https://tokyorainbowpride.com/>



※東京レインボープライドとは、LGBTQ+ を始めとするセクシュアル・マイノリティの存在を社会に広め、「性」と「生」の多様性を祝福するイベントで、特定非営利活動法人 東京レインボープライドが開催しています。(東京レインボープライドホームページより)

「理由書」を提出し届出済証明書の更新手続をされた方々へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る令和 2 年度の申請取次実務研修会中止に伴い、令和 2 年 4 月以降「理由書」の提出により届出済証明書の更新手続をされた方々にお知らせいたします。

先般から御案内のとおり、同一の実務研修会修了証書は、発行日から 3 年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続に原則 1 回に限り使用することができることとしています。

実務研修会修了証書の発行日から 3 年以内であっても、一度、「理由書」に基づく事後受講分として使用した修了証書は、次回の更新時には使用することができません (※)。

別途、次回更新時までの期間内に実務研修会を受講していただくことが必要となりますので御留意ください。

- ・「理由書」による更新手続後の事後受講分 1 回
- ・次回更新のための受講分 1 回

理由書による更新手続後、次回更新までに計 2 回受講が必要です。

※届出済証明書の有効期間が 3 年未満とされている方 (例：在留期間が 3 年未満の外国籍会員等) については、3 年未満の有効期間毎に申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って 3 年の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用できるとした取扱いは従前どおりです。

令和5年度行政書士試験結果について

令和5年度行政書士試験結果について、令和6年1月31日(水)に以下のとおり発表されました。

なお、詳細は(一財)行政書士試験研究センターホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp/>)を御覧ください。

(単位：人)

| 都道府県 | 受験 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 (%) |
|------|------------|--------|-------|------------|
| 北海道 | 1,729 | 1,391 | 192 | 13.80% |
| 青森県 | 302 | 234 | 20 | 8.55% |
| 岩手県 | 376 | 288 | 38 | 13.19% |
| 宮城県 | 1,116 | 857 | 130 | 15.17% |
| 秋田県 | 210 | 169 | 18 | 10.65% |
| 山形県 | 284 | 229 | 24 | 10.48% |
| 福島県 | 509 | 425 | 44 | 10.35% |
| 茨城県 | 774 | 608 | 64 | 10.53% |
| 栃木県 | 747 | 609 | 76 | 12.48% |
| 群馬県 | 862 | 683 | 72 | 10.54% |
| 埼玉県 | 2,861 | 2,304 | 324 | 14.06% |
| 千葉県 | 2,362 | 1,876 | 250 | 13.33% |
| 東京都 | 15,744 | 12,147 | 1,991 | 16.39% |
| 神奈川県 | 2,646 | 2,060 | 272 | 13.20% |
| 新潟県 | 697 | 559 | 79 | 14.13% |
| 富山県 | 428 | 344 | 49 | 14.24% |
| 石川県 | 429 | 341 | 56 | 16.42% |
| 福井県 | 221 | 177 | 33 | 18.64% |
| 山梨県 | 253 | 210 | 36 | 17.14% |
| 長野県 | 735 | 596 | 69 | 11.58% |
| 岐阜県 | 715 | 579 | 87 | 15.03% |
| 静岡県 | 1,376 | 1,104 | 124 | 11.23% |
| 愛知県 | 3,880 | 3,121 | 472 | 15.12% |
| 三重県 | 430 | 353 | 44 | 12.46% |

| 都道府県 | 受験 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 (%) |
|------|------------|--------|-------|------------|
| 滋賀県 | 514 | 416 | 55 | 13.22% |
| 京都府 | 1,384 | 1,066 | 157 | 14.73% |
| 大阪府 | 4,962 | 3,907 | 570 | 14.59% |
| 兵庫県 | 2,412 | 1,923 | 257 | 13.36% |
| 奈良県 | 775 | 649 | 91 | 14.02% |
| 和歌山県 | 337 | 279 | 36 | 12.90% |
| 鳥取県 | 174 | 130 | 12 | 9.23% |
| 島根県 | 265 | 220 | 27 | 12.27% |
| 岡山県 | 801 | 626 | 76 | 12.14% |
| 広島県 | 1,168 | 955 | 120 | 12.57% |
| 山口県 | 384 | 312 | 37 | 11.86% |
| 徳島県 | 249 | 202 | 22 | 10.89% |
| 香川県 | 377 | 280 | 25 | 8.93% |
| 愛媛県 | 464 | 373 | 40 | 10.72% |
| 高知県 | 203 | 169 | 21 | 12.43% |
| 福岡県 | 2,145 | 1,668 | 200 | 11.99% |
| 佐賀県 | 312 | 247 | 20 | 8.10% |
| 長崎県 | 315 | 252 | 28 | 11.11% |
| 熊本県 | 619 | 494 | 56 | 11.34% |
| 大分県 | 370 | 308 | 33 | 10.71% |
| 宮崎県 | 325 | 270 | 37 | 13.70% |
| 鹿児島県 | 539 | 439 | 45 | 10.25% |
| 沖縄県 | 680 | 542 | 42 | 7.75% |
| 計 | 59,460 | 46,991 | 6,571 | 13.98% |

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

山梨県

行政書士会

観光立町・富士河口湖町と外国人観光客にも配慮した災害時被災者支援協定を締結



2月13日に山梨会は、富士河口湖町と大規模災害時被災者支援協定を締結しました。本協定では、同町における大規模災害発生時に、同町の要請によって当会の所属の行政書士が、被災者向け相談業務や罹災証明申請書の作成・申請代行、外国人観光客のビザ（査証）に関する相談や手続の支援などを行うこととしています。

同町は、富士山の北麓に位置し、緑豊かな自然や山々に恵まれた国内有数の観光地です。昨今のインバウンドブームにより、外国人宿泊客述べ人数は、コロナ禍前の年間69万人への回復基調にあります。その一方で、同町は自然災害が発生しやすい地理的条件下にあり、その昔から土石流大災害や台風の暴雨による湖の増水などの被害に見舞われており、その都度防災対策の充実強化が求められてきました。

締結式で渡辺英之富士河口湖町長は、「町外からの電話やインターネットでの相談の対応と外国人観光客のビザに関する支援の2点を盛り込んだのは県内でも初の事例だと認識している。観光立町である当町にとって非常に心強い後ろ盾をいただいた」と述べ、有賀一雄山梨会会長は、「被災した外国人観光客のオーバーステイを防ぐことは非常に大切。町との連携をより深めて、行政手続の専門家の立場から被災者支援に対する研鑽を積んでいきたい」と話しました。

今後も当会は、最悪の事態に備えて、それぞれの市町村の特性に合った貢献ができるよう、体制を構築していきます。



三重県

行政書士会

三重会会長が県警察本部長と対談



令和5年12月25日、若林三知三重会会長と難波正樹三重県警察本部長が、①行政書士と警察行政、②県民生活の安心・安全を守る取組のテーマで対談。行政書士記念日広報活動の一環として地元紙に掲載しました。

若林会長は激増している特殊詐欺について、既に津市で開催し、今後四日市市で開催予定の「寸劇を交えた特殊詐欺対策講座」の取組を紹介し、「行政書士は予防法務の専門家。近くの行政書士に相談していただくことで被害を未然に防ぐことができる。県民が安心して暮らせるよう、私たち行政書士がお手伝いしたい。」と述べました。

これに対し、難波本部長は「県民の安心・安全確保には、警察だけでなく各団体の協力と支援が欠かせない。風俗営業許可や車庫証明などの警察行政手続だけでなく、特殊詐欺対策などに対する行政書士会の取組について、県警としても積極的に協力していきたい。」と話されました。

今後も当会は様々な機関と連携し、県民の皆様のお力になれるよう努力してまいります。対談掲載の新聞紙面は当会Facebookにアップされています。



京都府

行政書士会

経営事項審査等受付業務受託40周年記念式典・
記念講演を開催



京都府では、令和6年1月26日、ホテルグランヴィア京都において、京都府からの受託業務として昭和58年からスタートした経営事項審査（以下、「経審」という。）の受付業務が本年で40周年を迎えるに当たり、経営事項審査等受付業務受託40周年記念式典・記念講演を開催しました。

来賓として、京都府知事 西脇隆俊様代理・副知事 山下晃正様、国土交通省大臣官房審議官（不動産・建設経済局担当） 楠田幹人様、日本行政書士会連合会常任豊会長にお越しいただき、お祝いの言葉を頂戴しました。その後、京都府からの感謝状が山下副知事から当会に授与され、太田会長の謝辞で式典は終了しました。

続いての記念講演の部では、楠田審議官に「建設業界の動向と今後の展望について」と題して御講演いただきました。建設業界の抱える課題とそれに対する政策、キャリアアップシステムの意義と普及のための取組、監理技術者制度の見直しの方向性等、経審と関わりの深い事項について御講演くださり、経審の評価項目の一つ一つが、何を目的としているのかということについて理解を深める、大変貴重な学びの機会となりました。

本業務の受託当時、当会においては、建設業許可関連の手続を専門とする行政書士はまだ少ない中、ごく数人の会員の呼びかけにより研鑽の輪が拡がり、京都府との打合せを重ね、ようやく受託に至りました。そしてその後40年にわたり、毎年の集中研修会の実施等、能力担保を担ってきた歴代の担当委員会と、従事者として参加した全ての会員の不断の努力により、この40周年を迎えることができました。そして長年、本受託業務を誠実に遂行していることが実績として評価され、今日、当会では、京都府、京都市始め府内の行政機関や経済団体等からも多くの業務を委託されるようになりました。

先達の行政書士が、行政書士の生きる道となり得る新たな分野を開拓するという決意の下に切り拓いてくれたこの分野、そして誠実な業務遂行の積み重ねで築いてきた行政との信頼関係、その功績に感謝するとともに、今後の受託業務の更なる発展につながるよう努力し続けることを誓って記念行事を終了しました。

本記念行事には全国の各都道府県行政書士会からも多くの役員の皆さまにお越しいただき御祝意を頂戴しましたこと、心より感謝申し上げます。各単位会にお届けしました記念誌にもお目通しいただきましたら幸いです。



京都府からの感謝状授与
(左 太田京都会会長 右 山下京都府副知事)



国土交通省大臣官房審議官 楠田幹人様



記念誌

ビデオ・オン・デマンド(VOD)研修の紹介について

【法務業務部】

＜中央研修所＞

「人生100年時代」は既に始まっています。我が国における65歳以上の高齢者は3,623万人で総人口に占める割合は29.1%、80歳以上の高齢者は1,259万人と総人口の10人に1人、100歳以上の高齢者も9万人を超えています(2023年9月15日現在)。高齢者4割、現役世代5割、子供1割という人口構造に急速に向かっています。

超高齢社会はかつて経験のない大きな社会構造の変化でもあり、個人・社会ともに様々な課題が生じます。身寄りのない高齢者や認知症高齢者も増加し、サポートを必要とする方も増加しています。高齢者を取り巻く事象は、健康、QOL、就労、お金、住まい、認知症、意思決定など多岐にわたります。この高齢社会における個人と社会の課題解決を目指す学問が「ジェロントロジー(老年学)」です。「個(Aging、加齢)」と「地域社会」の両面から諸課題の解決に取り組むために、学際的・総合的・実践的な知の体系を創設し、分野横断型の課題解決を図ることを目的とした学問です。東京大学高齢社会総合研究機構、株式会社ニッセイ基礎研究所などの大学や研究機関、学会などで教育・研究が行われています。最近では高齢者の経済活動、資産選択に着目した金融ジェロントロジーも登場し、金融庁もその必要性に言及しているところです。

今回は、株式会社ニッセイ基礎研究所ジェロントロジー推進室上席研究員の前田展弘様に講師をお願いいたしました。東京大学や慶應義塾大学でも研究員として活躍されているジェロントロジー研究の第一人者です。「ジェロントロジー(老年学)」の必要性や概要、超高齢社会において知っておくべき膨大なデータに基づく知識、応用編としてこれからの行政書士の関わり方についてもお話をいただきました。

大きな社会構造の変化は私達行政書士にとっても避けて通れません。なぜなら「国民の権利利益の実現」に資することは法の定める行政書士の目的であるからです。

「ジェロントロジー(老年学)」を通じて、多面的に正しく高齢者・高齢社会を理解し、エンディングノート講座や遺言・相続・成年後見・民事信託などの業務にいかしていただくとともに、全国5万人の会員の皆様に、地域における身近な街の法律家として、長生きを喜べる超高齢未来の創造に取り組んでいただきたいと思います。

老年学(ジェロントロジー)と行政書士の関わりについて 〈アウトライン〉

- I. 超高齢未来の課題(人口・世帯等)
- II. ジェロントロジー／金融ジェロントロジー
- III. 【個人】高齢者の多面的理解
- IV. 【社会】政策、市場、研究動向
- V. 行政書士(皆様)としての関わり方

既に中央研修所研修サイトに掲載していますので、是非御視聴ください。

秋桜日記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のない新人行政書士が、行政書士の通常業務で起こる問題を特定行政書士の先輩に相談しているうちに、特定行政書士の持つ力を実感していく過程を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (30 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業3年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

野村 泰久 (33 歳) 中島と同期の行政書士

特定行政書士は仕事にならないから不要だと考えている。

第十一話：仲間

「それでは御唱和ください。かんぱーい！」

威勢のいい乾杯の音頭で始まったのは、毎年恒例の行政書士会の賀詞交歓会である。

例年1月は様々な団体が賀詞交歓会が行われるが、行政書士も個人事業主である以上、いろいろな場所に顔を出すことは、大事な営業である。地元の商工会議所や奉仕団体に所属している同業者も多い中、まだ若い中島にとって、そのような異業種交流を目的とした場は、いまだに気後れしてしまう。

毎年行われる行政書士会の賀詞交歓会は、所属会の会員であれば会費が無料なこともあり、まだまだ余裕のない新人にとっても参加しやすかった。中島も行政書士登録をしてから、毎年欠かさずに顔を出していた。久しぶりに会う同期の連中とも、この会で会って、お互いの成長ぶりを確認し合うのが毎年の恒例行事になっていた。

「行政書士のますますの発展を祈念して・・・」

そんな言葉で締めくくる型通りの来賓挨拶を聞きながら、中島は友人の野村の姿を探していた。中島と野村は、登録当初から仲が良く、勉強会と称してよく呑み歩いた仲間である。そんな二人だったが、半年ほど前に、特定行政書士についての意見の食い違いから、少し衝突したことがあった。前回一緒にスナックで呑んだときには、ママの手前、特定行政書士になることを宣言した野村であったが、その後、業務が忙しくなったためか、特定行政書士になることは後回しにするよ

うなことを言って、特定行政書士制度に理解を示しながらも、結局は今の業務をこなすことで精一杯だと言っていた。そんな野村に中島が熱く反論したことで、二人の関係は微妙にギクシャクしてしまっていた。お互い業務が忙しくなってきたことを理由に、二人でじっくり会う機会もないままにきてしまったことを、中島は後悔していた。

「お久しぶりです、中島先生！」

何人かの同期や後輩行政書士から声をかけられるたびに、野村の姿を見たかどうかを尋ねてみたが、誰も会っていないらしい。どうやら、今日の会合には出席していないようだった。

来賓の挨拶が一通り終わった後に、行政書士会の会長から挨拶があった。その中で、これからの行政書士に求められる役割として、行政不服申立て代理もできる特定行政書士の重要性を声高に話しているのを聞きながら、中島は不思議な気持ちになった。

これだけ大勢の行政書士が集まっているにもかかわらず、特定行政書士のバッチを着けている人の方が目に見えて少なかったからである。確かに昨年、この会合に参加した頃の自分は、特定行政書士に特に興味がなかったのは事実である。しかし、山田先生との会話に感化され、一刻も早く特定行政書士になりたいと考え始めた今の中島にとっては、同業者の特定行政書士への関心の低さが、もどかしくてしょうがない。

「みんなも特定行政書士の次の研修会は申し込むんでしょう？」

若手行政書士を誘ってみても、消極的な返事ばかりであった。

「特定なんてとっても、仕事にならなきゃ意味ないよ。それより行政書士自体がAIのお陰で仕事なくなっちゃうかもしれないんだから、若い人は今のうちに他の資格でも取った方がいいぞ。」

中島と若手との会話を聞いていたベテランの先生が口を出してきた。行政書士会でも役員になっている重鎮といってもいい先生だ。

「そうなんですか。やっぱりな。僕も別の国家資格試験に向けて勉強中なんです。」

「そうか、それは頼もしいな。頑張ってくれよ。」

行政書士の集まりで、行政書士の未来について希望を語れないベテランと、他士業への憧れを語る若手。そんな景色



は、これまでであれば、同業者の集まりでは典型的なやりとりとして見過ごしてきたが、今回は強い違和感を覚えた。いや、違和感を乗り越えて、憤りすら感じてしまった。

「お言葉ですが先生！」

そう言ってベテラン先生に食ってかかろうとした中島の腕を、誰かが引っ張った。強引に振り向かされた中島の前に、野村が笑いながら立っていた。

「よう、久しぶりじゃないか。探していたんだよ。やっと見つけたよ。あっちでゆっくり話そう。」

そうまくし立てながら腕を引っ張る野村に連れられて、中島は会話の輪から遠ざかった。

「なんだよ、こっちこそ探していたのに見つからないから、今日は欠席かと思っていたよ。」

「いや、すまんすまん。仕事の打合せが思いのほか長引いてしまって、急いできたけど乾杯には間に合わなかったみたいだな。会場でお前さんを探していたら、ちょうどベテラン先生に食ってかかるとこだったんで、間一髪救い出したってとこさ。」

野村にそう言われて、中島は苦笑いを隠せなかった。特定行政書士はもちろんのこと、行政書士そのものについてまで、同業者から馬鹿にされたような気がして憤慨したのは事実だし、議論をふっかけようとしたのも事実だったからだ。

「ああいう連中は放っておけばいいさ。人には人の考えがあるし、ついこの前まで、うちらも同じようなもんだったんだから。」

テーブルに用意された飲み物を手に取りながら、軽く乾杯の動作をしながら野村は言った。

「そりゃそうだけど。えっ、「うちら」って言ったよね！今。」

特定行政書士について、消極的な意見を持ち、中島の特定行政書士への意気込みにも今一つ納得していなかった野村を見つけて、改めて特定行政書士へ誘うつもりだった中島は、野村の言葉を繰り返して戸惑っていた。

「ああ、そう言ったさ。俺だってあれから、自分なりに考えたのさ。」

ホームにいながら、背中から鉄砲を打たれたようなアウェイ感を覚えていた中島にとって、思いがけない仲間がいたことに、思わず抱き付きたくなるくらいに心の底から喜びが溢れてきた。

「ちょっと報告したいこともあるから、近くで飲み直そう。」

野村に誘われるままに会場を後にした二人は、会場近くのバーに入った。

「それにしても驚いたな。この前は仕事が忙しいからって消極的なことを言っていたじゃないか。だから、今日会ったら、時間をかけて改めて説得するつもりでいたから、拍子抜

けだよ。」

スコッチの水割りとソーダ割りで乾杯しながら、中島は野村に笑いかけた。

「そんなに露骨に喜ぶなよ。まだ特定行政書士になったわけでもないんだから。」

「そりゃそうだけど、力強い仲間ができて、本当に嬉しいんだよ。ところで、どういう心境の変化なんだ？ 仕事は相変わらず忙しそうなのに。」

野村はこれまで考え感じてきたことを中島に伝えた。それは、中島がこれまで迎ってきたこととほとんど一緒だった。行政書士という仕事を選んだ自分の人生にとって、特定行政書士になるということが、どれだけ重要なのか。そして、行政手続という観点からも、特定行政書士の果たす役割が重要なものとなっていることなど、中島にとっては、どれもこれも納得できることばかりだった。

「そういうわけで、もっと頑張るためにも特定行政書士になる必要があるんだ。家族もできるしな。」

うんうんと、大きく頷きながら、野村の話を聞いていた中島は、その言葉を理解するのに少し時間がかかった。

「えー！ 家族って。家族ってことは、結婚するの？」

静かなバーの店内に、素っ頓狂な中島の声が響いた。カウンターの中の店主は静かながらも力強い笑顔で中島を制してきた。

酔いも回り赤くなった顔を向けながら、中島は囁くような声で聞き直した。

「けっ、結婚するの？」

「ああ、そうだよ。」

心底驚いた。バリバリと仕事をこなしている野村に、同業者としてジェラシーを感じることはあったが、可愛い彼女がいることで、なんとか自分を奮い立たせてきた中島としては、何もかも差を付けられたようで、公園にポツンと取り残された子供のような心境になった。

「彼女、いたの？」

「なんか、失礼だな。こう見えても、彼女がいなかったことがない。」

不敵に笑う野村の横顔は、男から見ても眩しく、まさにリア充そのものだった。

「それで、相談ってというのは？」

「結婚式の司会をお願いしようかと思ってね。」

「えー！」

静かな店内に再び中島の悲鳴が響いた。

同業者でありライバルであり、同志でもある仲間から、人生の一大事に相談されることの有り難みを感じながら、行政書士って仕事も、ほんとと悪くないよな、と思う中島であった。

中島行政書士の奮闘は続く。第十二話、乞う御期待！



公証人に聞く！^{（教えて）} ミネルヴァくん

第28回 配偶者居住権

<法務業務部>

(担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

平成30年の民法（相続法）改正で新たに定められた配偶者居住権の制度について検討していきます。



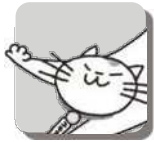
ユキマサくん

近頃、だいぶ暖かくなってきたね。

そうですね。前に雪国に住んでいたことがあるんですが、春になると、いろいろな種類の花が一齐に咲き出します。長い冬の間、雪の下で培っていたエネルギーが正に大地の躍動という感じで一気に現れてきて、感動した覚えがあります。

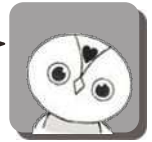


ミネルヴァくん



そうなんだね。ところで、平成30年の民法（相続法）改正によって、配偶者居住権という制度ができたと聞いたけれど、どんな制度なのかな。

夫名義の自宅不動産に夫婦が居住していたが、夫が死亡し、妻と長男が相続人となった例を想定しましょう。相続財産は、自宅（評価額2,100万円）と預貯金（3,000万円）だとします。妻と長男の相続分はそれぞれ2分の1ですので、妻2,550万円、長男2,550万円となります。妻としては長年、住み慣れた自宅を離れたくないというのが通常でしょう。そこで、妻と長男の遺産分割協議で、妻が自宅を取得するとした場合、自宅の評価額2,100万円分を取得したことになるので、妻は預貯金については450万円しか取得できないこととなります。



450万円でも大きな金額だけど、今後の妻の生活のことを考えると少し心配かもしれないね。逆に、今後の生活資金としてお金を多く取得することを選択すると、自宅は長男に譲らなければならず、生活の本拠に困ることになるね。

そうですね。そこで、妻が自宅での居住を継続しながらその他の財産（預貯金）も取得できるようにするのが配偶者居住権という制度です。つまり、自宅は長男が取得するのだけれど、妻は配偶者居住権の設定を受けて、引き続き自宅に無償で居住し続けることができ、かつ、預貯金も多く取得することができることとなります。長男は配偶者居住権の負担のついた自宅を取得することとなります。



配偶者居住権の評価はどうなるのかな？

配偶者居住権の評価についてはいろいろと計算の仕方があるのですが、仮に自宅不動産の価額の3割としましょう。妻は配偶者居住権の評価額の700万円を取得するので、預貯金は1,850万円まで取得することとなります。これに対して、長男は、配偶者居住権という負担付きの自宅不動産を取得し、その評価額は自宅の価額2,100万円から配偶者居住権の価額を差し引いた1,400万円となり、預貯金については1,150万円取得することとなります。



妻は自宅に居住し続けることができる上、1,850万円の預貯金も取得できるので、今後の生活のことを考慮しても安心できるね。ところで、配偶者居住権は、相続開始時点で妻が自宅以外の所に居住していた場合も認められるのかな。

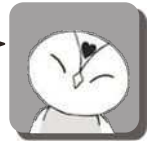
配偶者居住権は、配偶者が相続開始の時に被相続人所有の建物に居住していたことが必要なので、相続開始時に妻が自宅に居住していない場合には設定できません（民法1028条1項）。





それでは、妻が夫の死亡時に入院していた場合はどうなるの？

「居住していた」（民法 1028 条 1 項）とは、配偶者が当該建物を生活の本拠としていたことを意味するもので、相続開始時に配偶者が入院していたとしても、配偶者の家財道具がその建物内にあり、退院後自宅に戻る予定である場合には、配偶者の生活の本拠としての実態は失われていません。



配偶者居住権はいつまで存続するのかな。

原則として、配偶者が生きている間、存続しますが、期間を定めることもできます（民法 1030 条）。ただ、期間を限定すると、その延長や更新はできないので注意する必要があります。配偶者居住権は、遺産分割協議のほか、遺言、死因贈与でも設定することができます。



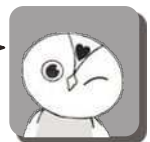
遺言でも配偶者居住権を定めることができるんだね。

遺言において、遺言者が配偶者に自宅と預貯金を遺す内容とすると、他の相続人の遺留分を侵害するおそれがある場合でも、配偶者に配偶者居住権を遺贈することにより、遺留分侵害を防ぐことができるケースも考えられます。



遺言で配偶者居住権を定める場合、特定財産承継遺言（民法 1014 条 1 項。相続させる旨の遺言）ではなく、特定遺贈にしなければならない（民法 1028 条 1 項 二号）のはなんで？

仮に特定財産承継遺言で取得を認めることとなると、配偶者が配偶者居住権の取得を希望しない場合、配偶者居住権の取得のみを拒絶することはできず、相続放棄をするよりほかないので、かえって配偶者に不利益となるからです。他方、特定遺贈（民法 986 条）については、ある財産は遺贈を受け、希望しない財産については放棄することができるので、配偶者居住権の遺贈のみを放棄することが可能です。



遺産分割や遺贈により妻が配偶者居住権を取得し、長男が自宅土地建物を取得することになったとして、長男が当該土地建物を第三者に譲渡した場合にも妻はその第三者に配偶者居住権を主張できるのかな。

配偶者が配偶者居住権を不動産の譲受人等の第三者に対抗するためには配偶者居住権設定の登記をしなければなりません。遺言、遺産分割協議で当該不動産を取得した者は、配偶者に対し配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負います（民法 1031 条 1 項）。



配偶者居住権の設定を受けた妻が、その後、老人施設に入居するなど、自宅に居住しなくなり、配偶者居住権が不要となった場合に配偶者居住権をほかに譲渡することはできるの？

配偶者が配偶者居住権を譲渡することは認められていません（民法 1032 条 2 項）し、居住建物の所有者の承諾を得なければ第三者に居住建物の使用又は収益をさせることもできません（同条 3 項）。しかし、居住建物の所有者の承諾を得れば第三者に使用又は収益をさせることができますので、配偶者はこれにより配偶者居住権の価値を回収することができます。その他、配偶者居住権の定めをしなかった場合でも、相続開始時に配偶者が当該建物に居住していた場合に一定の期間居住することができる配偶者短期居住権の制度もあります（民法 1037 条以下）。



いろいろと教えてくれてありがとう！参考になったよ。



ユキマサくんは、事務所に帰ってまもる先生に報告しました。
まもる先生とユキマサくんは、近くの公園に、ライトアップされた夜桜を見に出かけました。



まもる先生

1日

木

総務部会**【協議事項】**

- (1) 総務部事業の検討・推進について
- (2) 職務上請求書関係事務取扱責任者会議の対応について
- (3) その他

裁判外紛争解決手続(ADR)推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 令和6年度事業計画案・予算案の策定について
- (2) その他

7日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会(～8日)**【合議事項】**

- (1) パブコメ「AIと著作権に関する考え方について(素案)」に関する意見募集の実施について
- (2) 「おしごと年鑑2024」への協賛について
- (3) 単位会からの照会事項について
- (4) 能登地震に係る「復興支援に関する補助金における支援を通じて見えた課題」の提出について
- (5) 会員からの文書の閲覧・写しの請求申請について
- (6) 専門員の登用について
- (7) 許認可業務部農地・土地利用部門次長及び登録委員の選任について
- (8) 会員への対応について
- (9) その他

2日

金

自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)対策特別委員会**【協議事項】**

- (1) 令和6年度事業計画案及び予算案について
- (2) 新しい封印委託制度について
- (3) その他

自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)対策委員会と許認可業務部運輸交通部門との合同会議

8日

木

大規模災害対策本部**【協議事項】**

- (1) 令和6年能登半島地震への対応について
- (2) その他

規制改革委員会**【協議事項】**

- (1) 提言書の作成について
- (2) 令和5年度事業報告案について
- (3) 令和6年度事業計画案・予算案について
- (4) その他

暴力団等排除対策委員会**【協議事項】**

- (1) 単位会の状況確認
- (2) 令和5年度事業報告及び決算見込み
- (3) 令和6年度事業計画及び予算(案)
- (4) その他

国際部門会議(～9日)**【協議事項】**

- (1) 令和6年度事業費策定について
- (2) セミナー収録について
- (3) 入管庁等への対応について
- (4) 領事館等への訪問について
- (5) その他

6日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(97件)
- (2) その他

権利擁護推進委員会**【協議事項】**

- (1) 令和6年度事業計画案・予算案について
- (2) 行政書士による権利擁護活動の調査研究について
- (3) 権利擁護活動に関するアンケートについて
- (4) 次回会議日程について
- (5) その他

9日

金

**国際企業経営業務部
企業支援部門会議**

【協議事項】

- (1) 令和6年度事業計画案について
- (2) 専門員の登用について
- (3) 中小企業庁等との関係構築について
- (4) その他

行政書士制度調査室全体会議

【協議事項】

- (1) 令和5年度事業報告案について
- (2) 令和6年度事業計画案・予算案について
- (3) その他

16日

金

**許認可業務部
社労税務・生活衛生部門会議**

【協議事項】

- (1) 令和6年度事業計画・予算案について
- (2) 地域社会の課題解決について
- (3) 省庁等訪問について
- (4) その他

20日

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(115件)
- (2) その他

13日

火

広報部会

【協議事項】

- (1) 令和6年度事業報告案及び令和5年度事業計画案等について
- (2) 制度PRポスターについて
- (3) 月刊日本行政について
- (4) 行政書士制度広報月間について
- (5) ホームページについて
- (6) 法務業務部からの依頼について
- (7) その他

21日

水

特定行政書士全国担当者会議

27日

火

経理部会(～28日)

【協議事項】

- (1) 経理部事業報告案及び事業計画案について
- (2) 令和6年度予算案(全体)について
- (3) 電帳法・インボイスへの対応について(経過報告)
- (4) その他

全国監察担当者会議

14日

水

申請取次行政書士管理委員会会議

【協議事項】

- (1) 申請取次行政書士管理委員会会議、責任者会議準備
- (2) 申請取次行政書士管理委員会・中部地方協議会責任者会議
- (3) 名古屋出入国在留管理局長を表敬訪問
- (4) その他

許認可業務部

運輸交通部門会議

【協議事項】

- (1) 封印制度について
- (2) OSS利用率向上について
- (3) 令和6年度事業計画・予算案について
- (4) 中古車総額表示について
- (5) 単位会からの照会事項について
- (6) その他

29日

木

**許認可業務部
建設・環境部門会議**

【協議事項】

- (1) 建設業セミナー2024について
- (2) 書籍事業について
- (3) 令和6年度担当者会議について
- (4) 単位会からの照会について
- (5) その他



登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内

「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ トップページ画面



③「連con」利用登録画面



②「連con」ログイン画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③遷移先の画面にてログインID・パスワードを設定し本登録完了！（ログインに成功すると、最初に御自身のプロフィール画面が表示されます）

④「連con」プロフィール画面

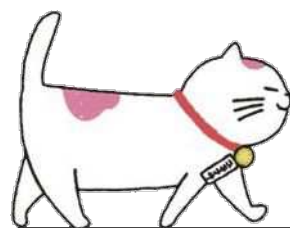
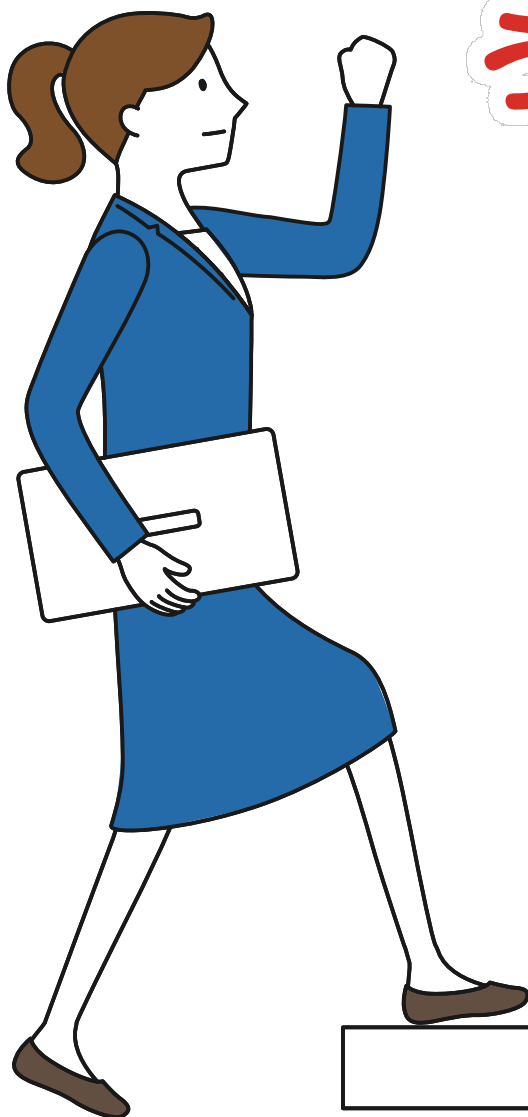


※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。（メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位会・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。）

さあ！

特定行政書士に

なろう



行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、

日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した

行政書士(特定行政書士)は、

行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記され、

特定行政書士専用の徽章を購入することができます。

【申込期間】 令和6年4月1日(月)～令和6年6月21日(金)

【受講期間】 令和6年8月1日(木)～令和6年9月16日(月・祝)

中央研修所研修サイトを利用したeラーニング方式で実施いたします。
PC・スマホ等(※)があれば自宅からいつでも講義を受講することができます。

【考査日】 令和6年10月20日(日)

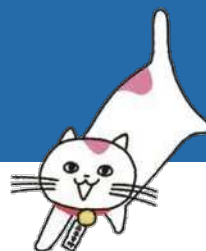
(単位会が指定する考査会場にて全国一斉で開催いたします。)

【講義科目】 行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点、
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点、
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論
特定行政書士の倫理、総まとめ

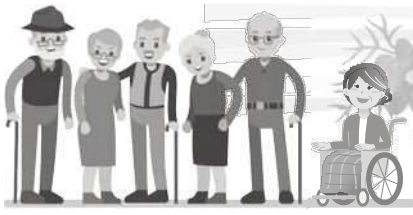
※一部サポート対象外となるブラウザ・機能がございます。
あらかじめ中央研修所研修サイトの利用確認をお願いいたします。

「プレ研修」は中央研修所研修サイトで公開中！

詳細は「月刊日本行政」4～6月各号
に掲載の「令和6年度特定行政書士法定
研修募集要項」及び下記QRコードより
日行連ホームページ (<https://www.gyosei.or.jp/>) をご覧ください。



日本行政書士会連合会



専門職監督人としての在り方

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事・業務管理委員長 岡部 享



先日、私は家庭裁判所からの推薦依頼で保佐監督人となりました。

被保佐人は60代で脳梗塞と骨髄損傷の合併により首から下を動かすことができず、気管切開により人工呼吸器管理となっており、声を発することもできない状態で、保佐人には本人の妹が選任されています。

つまりは親族保佐人に対して専門職監督人が選任されたケースです。

監督人が選任された理由としては、前述の障がいから、重度障がいとして本人に多額の保険金が入ることや、後見であれば後見支援信託等で本人の財産保全が可能であったが、保佐であることにより支援信託等を利用できないため監督人を選任したものです。

私のこれまでの監督人としての経験は任意後見監督人が1件とまだまだ稚拙なところですが、今後、専門職監督人として親族後見人等に監督を行いつつ支援をしていくため、こういった関わり方をしていくべきなのかを述べていきたいと思えます。

成年後見監督人と保佐監督人・補助監督人の権限や職務についての違いは、当然ながら保佐人・補助人に付与されている代理権・同意権の範囲となることや、条文上、成年後見監督人の職務とされていても保佐監督人・補助監督人の職務としては準用されていないことがあります。保佐監督人・補助監督人が選任される場合のほとんどが財産管理の権限が付与されていると考えられるので、おおむね成年後見監督人の権限や職務と同じように職務を行って差し支えないと考えます。

専門職監督人としての職務を把握すること

監督人の職務(民851、876の3、876の8)

- ①事務の監督
- ②成年後見人等が欠けた場合の選任請求
- ③急迫の事情がある場合の必要な処分
- ④成年後見人等と本人の利益相反行為について被後見人等を代表すること。

監督人としての職務を行うにあたり、上記以外に下記の経験があることや役割を担っていることを理解する必要があります。

1. 実務の経験値

- 各々の監督人として選任される場合は、後見人・保佐人・補助人としての実務を経験し熟知していること。

監督人が後見人等の実務を十分に経験せずに監督業務を行うことはできないことから経験は不可欠なものとなります。

2. 監督としての役割

- 監督としての役割については後見人等の不正行為を防止すること、不適切な後見事務を防止すること。不正事案は親族後見人等による理解不足・知識不足から生じるケースが多いことから、親族後見人に対しては積極的に指導、助言、相談対応を行っていく必要があります。

3. 支援としての役割

- 財産調査や財産目録等作成についての指導・助言・支援・相談
 - 報告書類の作成、現金出納帳の書き方、領収書の管理方法等についての指導・助言
 - 身上保護や意思決定支援への課題の有無や内容、対応方針の決定に関しての指導・助言・支援・相談
 - 後見人等が行おうとしている事務について、裁量の範囲内の行為であるかの指導・助言・相談…等
- 上記以外にも多岐にわたって支援としての役割が発生します。

実際の保佐監督人就任後の監督事務

審判確定後、早期に被保佐人本人と親族保佐人との面談を行います。

【被保佐人との面談】

成年後見制度は本人の意思の尊重を理念とし、本人の支援を目的とする制度であることから、監督人も被保佐人と面会し、本人の意思、生活状況、身体状況、保佐人との関係、置かれている状況や関係者を把握しておく必要があります。

場合によっては、親族保佐人等を外して本人の意思を聴取する配慮も求められます。

【保佐人との面談】

保佐人との最初の面談では、今後のスケジュールとして『審判確定後の流れ』、『注意事項』、『報告書の作成方法』等を文書にし、手渡して説明しました。

(1) 『審判確定後の流れ』で説明・指導したこと

- ・登記が完了すると、裁判所から登記番号通知書が送付されるので、登記番号が判明してから、法務局で登記事項証明書を取得すること。(1通550円の印紙が必要)

- ・各手続で登記事項証明書は使用するため、金融機関や市役所等にはコピーを提出するようにすること。
- ・金融機関へ後見人等の届出を行うこと。
- ・年金事務所後見人等の届出、書類の送付先変更を行うこと。
- ・市役所に後見人等の登録届、書類の送付先変更を行うこと。
- ・監督人に○月○日までに就任報告を行うこと。
- ・監督人に定期的に報告を行うこと（当面は3か月に1回）。

分からないこと等あれば支援する旨といつでも遠慮なく連絡するようにと加えて説明を行いました。

説明していて気付かされたこととしては、親族後見人等は登記事項証明書が何なのか、どうやって取得し何に使う物なのか、当然ながら分かっていないということです。

法務局の場所はどこにあって、印紙はどこで購入し、登記事項証明書の請求は○階に行ってくださいとか、銀行で保佐人の届出をする際は通帳の取引店に事前に電話予約をして登記事項証明書と保佐人の印鑑証明書と実印を持参して行くようにとか、事細かく丁寧に説明する必要があります。

(2) 『注意事項』には

- ・本人（被保佐人）と御自身（保佐人）の財産を混同せず、別々に管理をすること。
- ・財産目録の作成を終わるまでは、原則として預貯金の引き出し等はできません。
- ・本人の財産（現金・預金）等については、絶対に、御自身のために使ってはいけないこと。責任を問われたり、解任されたり、場合によっては、他人の財産を横領したことになり、刑罰に処せられることもあります。
- ・本人の事務に必要な費用は、本人の財産から支出できること。
- ・本人の財産を家族や他人に贈与、寄付、貸し付け等できないこと。
- ・本人の財産を投資・投機的な取引に使用してはならないこと。
- ・本人のために下記の重要な行為をする場合は、保佐監督人である行政書士に事前に相談すること。

- ①借財又は保証をすること。
 - ②不動産その他重要な財産（自動車等）について売買や賃貸をすること。※1
 - ③贈与、和解又は仲裁合意
 - ④相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
 - ⑤贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
 - ⑥新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- ※1 なお、居住用不動産の場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

(3) 『報告書の作成方法』には

- ・本人の現金や預貯金を出金して使った場合は、
 - ①現金出納帳に必ず記録して下さい。※2
 - ②領収書・レシート類は必ずもらって、ノートに貼り付けて保管して下さい。
 - ・本人のために行動した際は、
 - ③保佐事務記録に記載してください。※2
- ※2 参考として現金出納帳の例、事務記録の例を付けて記載方法の指導を行った。

上記の内容を記載し注意事項の説明を行いました。

加えて、最初の面談で監督人の報酬について、保佐監

督人の仕事を1年に1回家庭裁判所に報告し、監督人の報酬を決定してもらうことを説明し理解していただく必要があります。

一度の面談でこれら全てを理解していただくことは難しいので、これから何度も面会し丁寧に説明して御理解いただけるように努めたいと思います。

監督人としての方向性

家庭裁判所からの監督人の推薦依頼では、「複数保険金支給の見込みにより預貯金が増え、保佐事案につき後見支援信託等を利用できないため専門職監督人を選任することとした」とされています。

現在、保佐人からの最初の就職報告を待っている状況ではありますが、今後の私の役割としては大きく二つの方向性があると考えています。

一つは保佐人の年齢や事務処理能力による事務が難しくなった場合の保佐人の交代の方向性。現時点で60代半ばであることから暫くは問題ないと思うが長期になった際に保佐人の交代が考えられます。

もう一つは、流動資産が減り、かつ保佐人が事務を適切に行えるようになった場合、時期を見て積極的な監督人の辞任を想定しています。

被保佐人の年金収入がほぼ無い可能性が高いことから、将来的には預貯金が減っていき生活保護の受給が考えられます。

成年後見制度利用促進基本計画で利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善が掲げられています。

専門職監督人の選任によるメリットを実感できるようにするには、まずは専門職監督人が親族後見人等に対する指導・助言・支援・相談を適切に行い期待される役割を十分に果たす必要があります。加えて、支援等の必要性が無くなった時に監督人の辞任を自ら提案していくような運用を行っていくべきではないかと思っています。

結びに

親族後見人等は成年後見制度に関して実務や研修をする機会もほぼ無いことや、気軽に相談できる相手もいないことから、専門職後見人にはきめ細やかな監督事務が求められています。

私が所属しているコスモス秋田県支部は、受任件数125件のうち84件（令和5年7月現在）が家庭裁判所からの推薦依頼によるもので、以前から推薦依頼が多いところではありますが、今般、監督人の推薦依頼があったことにより、専門職としてステージが一つ上がったのではないかと考えています。

家庭裁判所による成年後見人等に対する監督には限界があり、中核機関等による親族後見人への支援体制が十分にあるとは言えない現状において、専門職監督人による親族後見人への監督と支援が今改めて期待されているところです。

コスモスはその監督人としての一翼を担う皮切りとして、保佐監督に期待されている役割を全うし、全国で多数の会員が専門職監督人として家庭裁判所から推薦される日が来ることを期待します。

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページにPDFデータを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



会員の動き

登録者数 (令和6年2月末日現在)

| | | | |
|-----------|---------|---------|----------|
| 合計 | 51,959名 | | |
| 内訳 | 男 | 43,633名 | 女 8,326名 |
| 個人事務所開業 | 男 | 41,140名 | 女 7,471名 |
| 行政書士法人社員 | 男 | 1,850名 | 女 384名 |
| 個人使用人行政書士 | 男 | 352名 | 女 236名 |
| 法人使用人行政書士 | 男 | 291名 | 女 235名 |

法人会員 (令和6年2月末日現在)

| | |
|-------------------|-------|
| 法人会員数 | 1,337 |
| 法人事務所数 | 1,590 |
| 主たる事務所数 (行政書士法人数) | 1,120 |
| 従たる事務所数 | 470 |

異動状況 (令和6年2月中の処理件数)

| | | | |
|------|-----|--------|-------|
| 新規登録 | 合計 | 139名 | |
| | 内訳 | 男 106名 | 女 33名 |
| 登録抹消 | 合計 | 176名 | |
| | 内訳 | 男 160名 | 女 16名 |
| 抹消内訳 | 廃業 | 148名 | |
| | 死亡 | 26名 | |
| | その他 | 2名 | |

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで以降の発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される当該会員の変更登録申請の処理手続の結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (相羽)

「当たるも八卦当たらぬも八卦」ということわざがあります。私は宝くじ売り場では、このことわざを口にしながらいちいち買います。10億円当たったどこに寄附しようか、自分のために何を買おうか、それを考えているだけで幸せな気分になります。当選金額が高額なほど、当たるはずはないとは思いつつ、当選番号を探しているときはドキドキする自分に苦笑しています。

毎年恒例の10月の広報月間に使用するポスターは、俳優等様々な分野で活躍している方にモデルをお願いしています。そして、全国で展開する無料相談会等ではそのポスターを貼って広報活動をしています。このポスター作成には、長年宝くじ協会から助成を受けています。助成の選定基準は、公益性・広報効果・効率性です。公益性として、事業の目的が国民の理解を得やすいものになっているか、国民の生活に直接役に立っているか。広報効果として、特定の対象に偏らず国民の目に触れる機会があるか、発売団体の枠を超えた広域的広報効果があるか。効率性として、費用対効果が高い効率的な事業となっているかが重要となっています。

松本剛明総務大臣が、2月9日の閣議後の会見で能登半島地震の被災地支援として宝くじの収益の一部を被災地自治体に配分する考えを明らかにしました。

対象の宝くじは、4月1日から販売されるインターネット専用の「クイックワン」と5月8日から販売される「ドリームジャンボ宝くじ」です。我々も日頃の感謝を込めて宝くじを買い、被災地支援の機運を醸成する一助になればと思います。

月刊 日本行政 4月号

第617号 令和6年3月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鶴沼 理人
 部員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 **日本行政** 4月号

令和6年3月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階